

# エジプト農村史研究序説

——聞き取り「カフル・シュブラフウール村の村方騒動」、

「アブー・スィネータ村醜聞」——

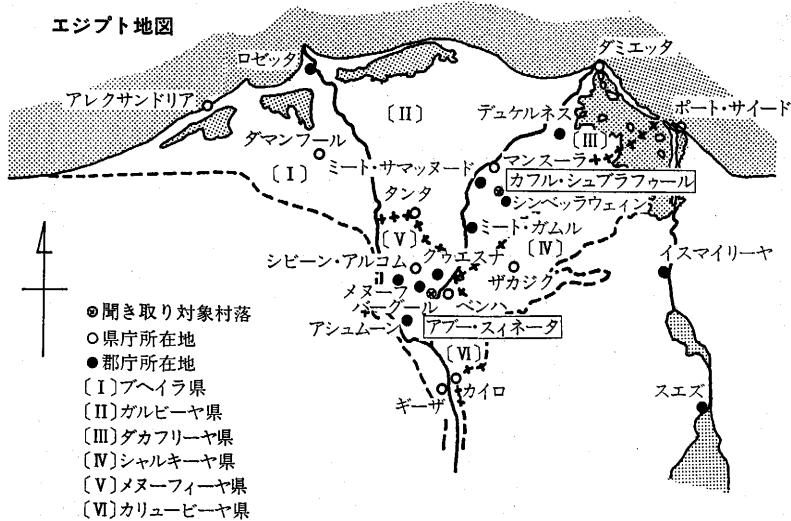
加藤 博

はじめに

- 一 聞き取り「カフル・シュブラフウール村の村方騒動」
- 二 聞き取り「アブー・スィネータ村醜聞」
- 三 エジプト農村史研究における『文書』資料と『聞き取り』資料
- 四 エジプト農村史研究における村落史と一国史  
おわりに

はじめに

私は先に、「カフル・シュブラフウール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地位所有権の確立とイズ



ところで、一九八六年九月一日と五日は、私にとつて新鮮な驚きの二日間であった。というのも、この両日、私は上記二論文で扱われた事件の舞台であるメヌーフィーヤ県、バグール郡、アブー・スィネータ村とダカフリーヤ県、シンベラウェイン郡、カフル・シュブラフール村を訪問したのであるが、そこで私は、約一四〇年前の権力争いと約九〇年前の蜂起が文書で確認できるほぼそのままの形で現在にまで伝わっていること、のみならず、この二つの事件がそれぞれの村落のその後の歴史に大きな影を投げかけ、現在における村落構造と人間関係のあり様を決定づけていることを知ったのである。

「農民——」、「アブー・スィネータ村醜聞——一九世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」と題する二つの論文を執筆した。<sup>(1)</sup> それぞれのテーマは、前者については、一八九五年から翌年にかけての地主に対する村落住民の蜂起であり、後者については、一九世紀五〇年代前半における村落有力家系間の権力争いであった。

そして、この私の驚きは、ふつてわいたような日本からの闖入者である私に対する村民の対応の仕方、とりわけ当該事件を私にしゃべる時の彼らの態度によつて倍加した。つまり、一九八六年九月の訪問に先立つこと約半年、同年三月二十六日と二十八日、私は初めて両村に足を踏み入れたのであつたが、その時には、アブー・スィネータ村については、文書において村のシンボル的存在として言及されている聖者廟をこの目で見たことに興奮した私は、周囲の目におかまいなく写真を撮りまくり、たまたま通りかかつた気難しそうな老人に文字通り村から追い出され、また、それに懲りて、今度はしかるべき村長への挨拶から開始したカフル・シュブラフウール村訪問についても、村長は当該事件関係者に関する私の質問に對して、知らぬ存ぜぬを決め込んでいたからである。

従つて、帰国後、世話になつた両村の村民に写真同封の手紙を書くなど、それなりの配慮をし、また、今回は無用の摩擦を避け、円滑な村民との対応のためにエジプト人の友人とともに行つた同年九月の両村再訪の折、アブー・スィネータ村については、半年前私を村から追い出した氣難しそうな老人が一四〇年前の権力争いの一方の有力家系の現頭領(shaykh al-balad)であることを知り、そして、その彼が私の目の前で当該事件について一五分間淀みなくとうとうとしゃべってくれた時、また、カフル・シュブラフウール村については、再会した村長の口から、「実は、半年前には知らないと言つた人物のことだが……」と真相を打ち明けられ、事件関係者の子孫たちに紹介された時、私は驚きを通り越して、あきれてしまった。

その後、私は今年（一九八七年）の八月二十四日と二十五日、三度目の両村訪問を果たし、幾つかの情報についてその事実関係を確認する機会をもつたが、じうしたじい一年半における偶然が重なり合つたような奇妙な都合三度にわたる両村民との交渉の過程で、私は次の三点に強い印象を受けた。

第一は、エジプト農村史研究における聞き取り調査の「資料」としての有効性である。私は常々、「歴史学」における方法論はまず何よりも資料批判という形で展開されねばならないという考え方から、「法令」、「裁判文書」に依拠した文書研究の次には、機会さえ許せば、フィールド調査まがいのことをやってみたいと思いつけてきた。しかし、今振り返ってみると、この思いは所詮、フィールド調査を文書読解における意味解釈の幅を広げるための「補助」手段としか考えない文書第一主義のただ単なる裏返しにすぎなかつた。つまり、私は、フィールド調査を、歴史研究者がともすれば陥りがちな研究主体と研究対象との間の生き生きとした交感の欠如を回避するための、というよりは、それを回避するためだけの手段としてしか位置づけていなかつた。ところが、この一年半の経験によつて、私は、聞き取り調査が一九世紀を対象としたエジプト農村史研究においてさえ、「補助」資料どころか、文書資料と並らぶ「補完」資料であることを思い知らされた。と同時に、文書資料の重要性も再認識した。

第二は、村落史と一国史とともに視野におさめた実証的エジプト農村史研究の必要性である。エジプト農村研究の深化を妨げている最大の要因が、地方レベル、さらには村落レベルでのきめ細かなミクロ的事例研究の積み重ねの欠如であることは、周知のことである。とりわけ、歴史研究となると、この事態は深刻である。ところが、エジプト農村社会といふと、これまでの研究蓄積から判断して、すでに一九世紀の早い時期において、国内経済の主要センタ一、さらには国際市場とも深く有機的に結びつけられていたように思われる。<sup>(2)</sup>そのため、近現代エジプト農村史研究においては、都市対農村、国民経済対村落経済などのような単純な理論枠を排し、一国史と村落史を有機的な連関のもとで考察することが是非とも必要であるが、この点、アブー・スイネータ村とカフル・シュブラフウール村に関する事例研究での経験は、私にとって示唆するところ大であつた。

そして、最後に第三は、第二の点と深く関係するが、エジプト農村史研究におけるエジプト村落の類型化、そしてそれに基づくきめ細かな実証的研究の必要性である。エジプトは現在に至るも基本的には農業立国であり、そのため、エジプト社会経済史研究の主流は、過去も現在も農村研究である。しかし、それが地方、村落レベルでのミクロ的事例研究の積み重ねを欠いたものであったことは先に指摘した通りであるが、かかる一国史研究と村落史研究との間の断絶の背景の一つとして、これまでの研究では、エジプト村落がせいぜい漠然と「下エジプト・デルタ地方村落」対「上エジプト地方村落」、あるいは「旧い歴史をもつ通常のカルヤ型村落」対「農場として近代以降形成されたイズバ型村落」と二つに類型化されるだけで、作業仮説としてのより細かい村落の類型化が試みられることはなかつた点があげられる。<sup>(3)</sup> 確かに、エジプトは中央集権的水利社会としての性格を色濃くもち、我々がエジプト村落から受けるイメージは単調さと画一性である。しかし、私がアブー・スィネータ村とカフル・シユブラフウール村の事例を研究していく過程で強く印象づけられたのは、それとは全く逆にエジプト村落の多様性と独自性であった。

両村において、過去は現在の村落構造と人間関係を決定づけるほどの重みをもつてゐる。そもそもかかる過去の重要な一齣であり、文書という形で後世にまで残されてしまったがため、一日日本人までがそれを知ることになった二つの事件は、それ自体それぞの村落の独自性のあらわれに他ならない。以上、話を村落の歴史に限定したが、こうして歴史的因素のほか、例えば立地条件、文化背景など他の要素をも考慮に入れるならば、エジプト村落の多様性、独自性はさらに大きくなるだろう。そこで我々は、個々の村落事例研究から全般的エジプト農村研究へと進むための作業仮設として、明確な指標に基づくエジプト村落の類型化を早急に進めなければならない。

さて、本稿は、アブー・スィネータ村とカフル・シユブラフウール村における聞き取り調査結果を文書研究の結果

と比較対照することを通して、以上三点に關する予備的考査を行うことを目的としている。そこで、以下、すぐに両村での聞き取り調査結果を紹介し、本題に入るべきところ、本稿に対して必ずやなされるに違いない一つの批判について言及しておきたい。それは、現地調査を主たる研究方法としている研究者、とりわけ文化人類学者からの批判であつて、次のようなものである。

「これまで文書だけに依拠してきた歴史研究者が聞き取り調査に従事することについては、誠に歓迎すべきことである。しかし、現地調査には、しかるべきディスイプリンと長期間にわたる根気強い観察を必要とすることを忘れてはならない。ここではディスイプリンについては問わないでおこう。問題は『資料』の性格である。つまり、本稿におけるいわゆる『資料』なるものは、たとえそれが一年半という比較的長い期間において収集され、またその間補足調査が実施されていたとしても、実質的には、両村につきそれぞれわずか三日間に実施された聞き取り調査結果でしかない。これは余りにも短い。このような短期間で収集された資料に基づいて、学術論文を、ましてや方法論を問うかの如くの論文を執筆するなど不謹慎である。」

さて、私はかかる批判を全面的に甘受するものである。「文書」を収集した留学期間に両村を尋ねたことはなかつた。というより、「文書」の内容の詳細を知ったのは、帰国後それを読解・分析した時であった。また、三回の両村への訪問は、六日間から三週間という短期間のエジプト滞在中に慌忙なされたものである。それも、当然のことながら、調査許可書などもたず全くの私人としての突然の訪問である。そもそも、当初私は、ただ単に「文書」研究の対象をこの目でみて、それを心理的により近しいものにしようという軽い動機から両村を訪れたのであり——カフル・シュブラフール村での最初の訪問中、村長が問わず語りに「この村は昔イーサー・パシャのものだった」と述

べた時、私は、「文書」に述べられている村方騒動裁判における原告、そして彼が原告として争ったマンスーの裁判所を今みてきたばかりのこの人物の名前をすぐに思い出せなかつた——その後の展開に一番驚いているのはほかなうぬこの私なのである。

しかし、今振り返つてみると、私の場合、こうしたいいかげんさ、気軽さが情報収集にとって不利に作用するどころか、逆に有利に働いたのではないかと思われる。そして、もし私が「文書」研究をもっぱらとする歴史家でなかつたならば、たとえそれが万に一つの偶然の結果であつたとしても、かかる偶然を一つの僥倖となし得なかつたであろうことは間違いない。私が、ここであえて、前記批判を甘受しながらも、方法論的考察を試みようとする所以である。以下、なぜ私がこのような見解をもつに至つたかについて、もう少し敷衍してみよう。

私という存在は、両村の住民にとって、文字通り日常生活における束の間の非日常性である。私は、半年、一年の間隔を置いて、前触れもなく突然姿を現わし、数時間の滞在でまた姿を消してしまう。私が西欧人ではなく日本人であること、また毎回わずかながらも日本からの土産をもつてくることは、この点の効果を高める要素となつてゐるに違ひない。かくして、幾つかの幸運な誤解——最初にアブー・スィネータ村を訪問する際、ジャック・ベルクが現地調査した近隣のシルス・アッラヤーン<sup>(5)</sup>村を一目見ようと、当該村における彼の研究拠点であつた現在のユネスコ職業訓練センターの前でバスを降りたがために、私は近隣の住民たちからさせずして歴史と考古に興味をもつユネスコ職員と認められるようになつた——と相待つて、私の訪問におけるいかげんさ、気軽さが両村の住民に与えた効果、それは彼らの頑なまでの警戒心を解いたことである。

しかし、これだけでは、現地調査に従事する研究者にとって、やつとスタート・ラインにいただけであり、彼ら

には、これから本番の長い観察が待っている。ところが、私といえば、彼らと比較してずっと先を走っているのであり、幸運な偶然にさえめぐりあれば、ゴールはすでに目の前にあるのである。どうしてか。それは、私が調査対象としているのが社会構造、人間関係、儀礼慣行など、社会学者、文化人類学者が扱う対象ではなく、過去の「出来事」だからである。私の調査の成否は、もっぱらこの「出来事」をしゃべってくれる関係者をみつけることができるかどうかにかかっている。

そのうえ、私が知りたいと思うのは、決してこの「出来事」の事実関係ではない。真実をしゃべるもよし、嘘をしゃべるもよし。私には、どのような形であれ、この「出来事」が村民に伝えられ、彼らの口にのぼるのを確認し、その内容を聞き取りさえすればよいのである。というのも、私にとって重要なのは、「文書」で確認できる「出来事」と、現在にまで伝わるこの「出来事」との比較を通して、何らかの有意義な結論を引き出すことだからである。その際、私は「文書」で確認できる「出来事」が真実だなどといっているのではない。「文書」が真実を語っているという保証は何もない。逆に、現在にまで伝わる「出来事」が「文書」の真実性を計る基準となりえる場合もある。従つて、「文書」で確認できる「出来事」に関して、その真実性は二次的な意味しかもたないものの、それに関係する人名、地名その他固有名詞を中心とした具体的知識についてとなると、調査者が村民から話を引き出す際、強力な武器となることは間違いない。実際、私は今でも、突然現われた日本人が当該「出来事」について余りに多くの具体的知識をもっていることに驚き、苦笑する村民の顔を懐かしく思い出す。そして、もし「文書」で確認できる「出来事」が真実に近いものであるならば、インタビューにおいて、いわば切り札をもつのは調査者であり、彼は回答者に対しても圧倒的に有利な立場に立つことができるに違いない。

1 拙稿「カフル・シヤハーハウール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地位所有権の確立とイズバ農民——」『東洋文化研究所紀要』第八七冊、昭和五十六年十一月。同「アブー・スィネータ村騒動——一九世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」『東洋文化研究所紀要』第九九冊、昭和六十一年一月。

2 國際市場、つまり世界資本主義との関係から、エジプト社会におけるふわむる近代的「変容」の開始をもつて時代に指定されるかじつて、いわば、いわば触れず、ただ、近年、「從属論」の隆盛とともに、エジプト社会の近代的「変容」の開始を一八世紀後半ごろよりやる説が台頭してくることだけを指摘しておこう。以下はその代表的著作である。P. Gran, *Islamic Roots of Capitalism. Egypt, 1760-1840*, Univ. of Texas Press, 1979.

3 以下は、ナセル体制下における農業改革がエジプト農村社会に与えた影響を分析した著作であるが、「農業改革」の経験の有無で、村落類型化のための重要なマルクマーンの一つである。al-Markaz al-Qawmi li-l-Buhūth al-Jītimā'ya wa al-Jinā'iya, *al-iṣṭah al-zarā'i fi misr: al-uṣūl al-tarikhīya wa al-jawāniḥ al-iqtisādiyya wa al-ijtima'īya*, Cairo, 1980.

4 例えど、以下の文献は、エジプトの灌漑地、生態系、技術体系、そして社会組織との関連のなかで分析しつぶるが、村落の類型化のたぬき、いわした研究の蓄積が必要である。S. Mehanna, R. Huntington & R. Antonius, *Irrigation and Society in Rural Egypt*, The American Univ. in Cairo Press, Cairo, 1984.

5 J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Égyptien au XXème Siècle*, Paris, 1957.

## 1 聞き取り「カフル・シヤハーハウール村の村方騒動」

『文書』で確認できる「村方騒動」観

ハンマー農村史研究序説

▲一一四五五年（一八二九—三〇年）、おそらく綿花栽培のための農場としてであろう、ムハンマド・アリー（在位一八〇五一四年）のダカフリーヤ所領 (dihlik<sup>(2)</sup>) の一部であったシユブラフウール村所屬地約四、八〇〇フュッダーンが、一つに分割され、約四、〇〇〇フュッダーンからなるシユブラフウール村とは別に、約八〇〇フュッダーンからなる新村カフル・シユブラフウールが形成された。分割後、前者は、他の村落の所屬地とともに、ムハンマド・アリーの女婿カーミル・ペシャに贈与されたが、後者は、そのままムハンマド・アリーのダカフリーヤ所領<sup>(3)</sup>の一部として留った。

一一六五年（一八四九年）、ムハンマド・アリーの死に際して、この村落所屬地はシンベッラウェイン所領として登録され、ダカフリーヤ県庁の直接管理下に置かれた。この時点において、区画ダーア・イル・アッナーヒヤの村落居住区内に、四四家屋があり、一三九名の住民が土地耕作に従事していた。その内訳は、一名の差配長 (bāsh khawli)、一名の差配 (khawli)、一名の支配人 (naqir)、一名の書記、一名の厩舎番、そして一一三一名の農民であった。

一一七九年（一八六三年）、イスマイール（在位一八六三—七九年）は、エジプト総督就任時、当該村落所屬地を彼の直轄領 (Dai'a Saniya) に編入した。ただし、当該村落所屬地の一部はそれ以前にすでに処分されていたために、彼が実際に相続し、直轄領に編入したのは、八九二一フュッダーン余りの所屬地のうち、五六二一フュッダーン余りであった。そして、イスマイールは、直轄領への編入直後、この五六二一フュッダーン余りの土地を、彼の第一夫人、妃ガナニアル・ハーネムへ贈与した。以後、この土地は、一度の贈与、売却によって、王朝一族のなかでたらい回しがされた。

一八七八年、同年におけるエジプト政府とロスチャイルド商会との間での外債償引き受け契約の際、王朝一族の他の土地・財産とともに、当該地もまたエジプト政府へ譲渡され、政府はこれを借款に対する担保物件の一部に含めたため、以後、当該地は、ダメイン委員会 (la Commission des Domaine de l'Etat) の管理下に置かれることになった。

一八九三年六月十五日、ダメイン委員会は、当該地の一部、すなわち一一一フュッダーン余りをイーサー・ペシャ・ハムディーとアミーン・ペイ・アブドゥッラーに払い下げた。しかしながら、後者は、同年九月二十二日、彼の購入地を前者に再売却した

ため、この二二一・フエッダーン余りの土地は、すべてイーサー・パシャの所有下に入つた。また、イーサー・パシャは、当時、こうしたドメイン委員会からの払い下げ地のほか、他の土地所有者たちからも土地を購入したため、同年、カフル・ショブラフ・ウール村所屬地のうち、彼の名義で租税台帳に登録された土地は、四三二・フエッダーン余りとなつてゐた。なお、この時点において、一八・フエッダーン、一五・キーラート、一一・サハムからなる区画ダーリル・アッナーヒヤの一部として、五・フエッダーン、一五・キーラート、一六・サハムからなる村落居住区があり、そのうえには、集会所 (dawwar)、支配人、厩舎、書記の家屋、そして土地耕作に従事する農民の家屋などからなる八〇以上の建造物があつた。

同年、村落居住区を含む当該地の所有者となつたイーサー・パシャは、經濟的理由から、村落住民のうち、村長イブラヒーム・ズィアーダ・アルカビール、村長老アフマド・アルアグーズを含む七名に対して、家屋立ち退きを要求した。これに対しても、この七名は、彼らの居住家屋に対する所有権を主張して、立ち退きを拒否した。そのため、家屋の所有権を主張するイーサー・パシャは、混合裁判所に対して、前記七名を相手どつた訴訟を起こした。第一審は、係争物の所在位置をシユブラフ・ウール村と誤認し、そのために、彼の主張は棄却された。そこで、この判決に納得しないイーサー・パシャは、控訴院 (la Cour d'appel) に上訴した。

一八九四年十二月二十四日、控訴院は、第一審の誤認を認め、その判決を破棄し、係争物に対するイーサー・パシャの所有権を認めるとともに、前記七名に対して家屋立ち退きを命じた。そして、この命令は実際に執行され、さらに、前記七名からの再審要請も棄却された。ところが、この判決に不満をもつた前記七名は、カフル・シユブラフ・ウール村住民を扇動し、その結果、ほとんどの村落住民が、イーサー・パシャの所有地での耕作続行を拒否する事態となつた。この事態に対して、イーサー・パシャは、他村から労働者を集め、彼らを村落居住区内に新たに建設した家屋に住まわせたが、村落住民は彼らを村落から追い出し、彼らがイーサー・パシャの所有地で耕作に従事できないようにさせた。ここに至り、イーサー・パシャは、新たに村落住民七四名——村落居住世帯主のほぼ全員と推定される——を相手どり、彼らの居住六三家屋に対する所有権を主張する訴訟を起こ

した。ここに、一八九六年六月九日から、マンスー<sup>ラ</sup>混合裁判所民事法廷において、都合八回を数えたカフル・シユブ<sup>ラ</sup>フ<sup>ウ</sup>ル村裁判が争われることになった。

一八九八年十一月十五日、マンスー<sup>ラ</sup>混合裁判所は、この訴訟に対し、以下のようない内容の判決を下した。カフル・シユブ<sup>ラ</sup>フ<sup>ウ</sup>ル村居住区五フェッダーン、一五キーラート、一六サハムを含む、一八フェッダーン、一五キーラート、二一サハムからなる区画<sup>くわく</sup>ダーム・アッナーヒヤは、原告が現在所有している土地の一部を構成している。また、原告の所有地は、かつてムハンマド・アリーの所領の一部であり、その後も、それがドメイン委員会の管理下に置かれるまで、一貫して王朝一族の所領であり続けたことは、地券<sup>じけん</sup>の存在によって立証することができる。そして、提出地券には係争物あるいは居住区についての言及がみられないという、文面に拘泥した被告側の主張にも拘らず、地券は、土地のみならず、そのうえにあるすべての建造物に対する所有権を証明する文書であるところから、この文書に基づく土地の所有権もまた同時に移転する。

つまり、カフル・シユブ<sup>ラ</sup>フ<sup>ウ</sup>ル村の住民たちは、農場<sup>イヌバ</sup>に直属する農業労働者(tamalliya)であつて、彼らの係争物居住は、土地所有者の認可に基づいた、一時的な仮の占有でしかない。このことは、係争物が粗末な掘つ立て小屋であること、また、係争物居住者は変化したにも拘らず、その所有権の移転を証明する文書がないところから、明らかである。確かに、被告側は、所有権の移転を証明する文書として、一村民名義の家屋購入文書<sup>フツヅク</sup>を提出したが、それは、不動産文書としての証拠能力を欠いている。かくして、彼らは、取得時効規定に基づいて、「長年にわたる」占有を根拠に係争物を取得する資格をもたない。係争物は原告の所有物である。これが当判決の結論である。▼

一九八六年九月五日、最初の訪問から約半年たったこの日、私はカフル・シユブ<sup>ラ</sup>フ<sup>ウ</sup>ル村を再び訪れ、村長アリー・マフムード・サラーマと再会した。そして、その場で彼から、「実は、半年前には知らないと言ったカフル・

・ミート・グラーブ村に住んでいる」と、今度はさらに驚ろくべきことを言った。

私は、正直言つて、当初、彼のこの発言の意味を全く理解できなかつた。そこで、「なぜ彼らはカフル・ミート・グラーブ村に住んでいるのか」と尋ねたのであるが、その答えを聞いて、それまでの自分の迂闊さかげんに我ながらあきれてしまつた。なんと、それまで「文書」で確認できるカフル・シュブラフウール村だと思い、写真もとり、また、そこでいわゆる「歴史家」の感傷にふけつていた村落は、「文書」で確認できるカフル・シュブラフウール村ではなく、この旧カフル・シュブラフウール村は、「文書」で扱われていた「村方騒動」の直後に破壊され、現在のカフル・シュブラフウール村はイーサー・パシャによつて新たに建設された村落だったのである。つまり、私はそれで、幻のカフル・シュブラフウール村と一人相撲をとつていたのであつた。

ともかく、こうして以下は、カフル・ミート・グラーブ村在住の旧村長イブラヒーム・ズィアーダ・アルカビールの孫ムハンマド・アルハナフィー・イブラヒーム・ズィアーダと、旧村長老アフマド・アルアグーズの孫マフムード・ムハンマド・アルアグーズ、とりわけ後者から聞き取つた話を中心に、現カフル・シュブラフウール村・村長、その父、および何人かの村民の話を付け加え、その要旨を整理した、現在に伝わる九〇年前の「村方騒動」である。なお、ここでは、このようにインフォーマントを特定しないまま聞き取り調査結果を紹介するわけであるが、それは、

カフル・シュブラフウール村「村方騒動」関係者たちの談話には、次節で紹介するアブー・スィネータ村「醜聞」関係者たちの談話と異なり、一見して事実ではないと分かる、あるいは繰り返していくうちにその内容が相互に矛盾してくるような類の話が多く、彼らの談話の細かい事実関係を問題にすることはあるまい、と判断したからである。

「カフル・シュブラフウール村の所有者だったイーサー・パシャ・ハムディーは有名な医者で、エジプト医学の長官 (*mudir al-tibb al-miṣri*) であった。彼は、退役する時の報酬として、あるいはスルタン夫人の無事出産に対する祝儀——というのも、彼は王室係りつけの医者として、アッバース・ヤカンの出産に立会つたのである——として、カフル・シュブラフウール村所属地 (*zimām*) をもらつた。

『騒動』の原因といえば、それは、ただただイーサー・パシャが暴君 (*dhu al-ẓulm*) であったことであつて、それ以外の何ものでもない。彼は、それを畠にせんがために、村落居住区の取得を望んだ。そこで、イーサー・パシャは、村民が彼に対して耕作資金として多額の借金を負つていたことにつけて、裁判所に對して、この借金の肩代わりに、村民の土地——明らかに、ここでは宅地を意味している（筆者）——その他家屋・財産の所有権 (*milkya*) の取り立てを請求した。

その際、イーサー・パシャは、カフル・シュブラフウール村から近いマンスーラやシンベッラウェインの裁判所へではなく、カイロの裁判所へ訴え出たが、それは、彼が、カイロまでは一五〇キロメートルもあり、村民はそこまででかけて行くことはできないであろうと見込したからであった。そのため、住民は、つらい道のりを、ロバに乗つて、カイロまで行かざるをえなかつた。

裁判所の判決は、イーサー・パンヤの主張を正しいと認め、村民の宅地・家屋・財産の所有権の取り立てを許可するものであった。しかし、村民はこの取り立てに同意しなかった。そこで、イーサー・パンヤは一計を案じ、牡牛一頭で買収したアリー・アッダーリーなる人物を、彼の傀儡として、村長につかせた。そして、彼の同意という正規の手続きを踏んだうえで、旧カフル・シユブラフウール村の破壊と、新カフル・シユブラフウール村の建設を政府に願い出、受理された。そのため、現在に至るも、この旧カフル・シユブラフウール村最後の村長であるアリー・アッダーリーは、牡牛一頭で村を売った人物として世間に流布している。<sup>(3)</sup>

かくて、イーサー・パンヤは、実力行使による村民の追い立てにとりかかった。彼の番卒や一族郎党(*a(wān)*)が、牛の乳しぼりなどの作業中であろうが子供の出産中であろうがいさいかまわらず、村民の家を襲い、それを破壊した。そのため、村民は、木戸など貴重な建築資材をイーサー・パンヤにとられないよう村外に持ち出さねばならなかつた。かくして、カフル・シユブラフウール村は瓦礫の山となり、打ち捨てられることになった。この旧カフル・シユブラフウール村跡地は、現在では綿花畑となつてゐるが、そこを少し掘れば、レンガなどの瓦礫がでてくるだろう。

こうして、イーサー・パンヤは、カフル・シユブラフウール村を破壊したが、その一方で、破壊後残された木材を使って、別な地所に粗末な掘立て小屋(*ushash*)を建設し、現在の新カフル・シユ布拉フウール村とした。少し前まで、老人たちは、新カフル・シユ布拉フウール村の家屋の建築資材がかつて旧カフル・シユ布拉フウール村の住民の誰の所有にかかるものであったかを識別することができた。

かくて、住む場所を失い、離村を余儀なくされた旧カフル・シユ布拉フウール村住民は、三手に分かれて行動を

とった。第一は、イーサー・パシャの保護を必要とした住民たちであり、彼らはイーサー・パシャについて新カフル・シュブラフウール村に移り住んだ。第二は、イーサー・パシャに従うことを潔しとしなかつた誇り高き住民たちであり、彼らは、アフマド・アルアグーズ翁と行動をともにしたアグーズ家とその仲間たちからなつていた。そして、第三は、イーサー・パシャに従うこと潔しとはしなかつたものの、他の村民と行動をともにせず、それぞれバラバラに他の村落に住む親族・姻族・友人のもとに身を寄せた人々である。

このうち、第二群の村民たちは、カフル・シュブラフウール村を出てから隣りのミート・グラーブ村へ行き、その境界にわずかばかりの土地（一一一フエツダーン）を購入し、それを家族ごとに分けて、そこに住みつき、新村カフル・ミート・グラーブを建設した。かかる建設経過から、このカフル・ミート・グラーブ村は、現在に至るまで、村長(4)はいるが、所属耕地（zimām）をもたない（特異な）村落である。

また、第一群の村民たちが移り住んだ新カフル・シュブラフウール村においては、イーサー・パシャの農場管理人（nāzir al-‘ibda）ムハンマド・エフエンディ・ハサネイン・アッグールが初代村長となつたが、それは、今から約七〇年前のことであった。そして、彼の後、彼の息子ジラールが、一九五七年から七五年まで村長を務めた。しかし、ジラールの死後、彼には息子がいなかつことと、その時には村長の選挙制度が実施されていたところから、一九七六年には、アリー・マフムード・サラームが村長に任命され、現在に至つている。つまり、現村長は、新カフル・シュブラフウール村住民から選出された最初の村長である。

その間、この村落の所有権はイーサー・パシャからワクフ省へと移転した。というのも、イーサー・パシャは、一九一五年に一人息子が死亡した際、カフル・シュブラフウール村所属地を慈善ワクフ（al-waqf al-khayri）として

設定したからであり、以後、当該地はワクフ省に管理されるところとなり、その収入によって、モスク、病院など宗教・公共施設が維持されている。

また、この村落は、一九六二年、農業改革 (*al-işlah al-zirai*) の対象となり、その所属耕地は農民たちに分配された。しかし、当該地は慈善ワクフとして設定されているところから、通常の耕地がそうであるようには、農民はそれを所有している (*tanlik*) わけではない。」

以上、カフル・シュブラフウール村「村方騒動」に関連して、当該村落において実施した聞き取り調査結果の大要を紹介した。ところで、この聞き取り調査の過程で、イーサー・パシャの直系親族はすでに跡絶えてしまっているが、彼のカイロでのかつての屋敷はいまだ現存することを知った。そこで、カフル・シュブラフウール村からカイロへ戻つて数日後の一九八六年九月九日、私は、カイロ近郊ヘリオポリスにあるこの屋敷を尋ねてみたところ、幸運なことに、そこにはイーサー・パシャの姉妹の息子の娘家族が住んでおり、彼女からイーサー・パシャに関する話を聞くことができた。彼女の名はサミー・ハ・イブラヒーム・ファウズィーといい、その話には、幾つかの興味ある情報が含まれているところから、以下、その大要を紹介しよう。

「イーサー・パシャ・ハムディーは、ダミエッタ近郊の大きな村落スィナネーヤ村出身である。このように、彼自身はエジプト人であったが、彼の夫人はトルコ人であった。二人の間には、ただ一人、ガミールという息子がいたが、その彼は、父より早く、一九一五年に死亡してしまった。イーサー・パシャは彼の死をひどく悲しみ、彼の

靈を慰めるために多くの慈善活動を行つたが、その一つが、この屋敷の前にあり、彼の名前を刻み込んだ水飲み場<sup>ナビール</sup>の設置である。彼自身は、一九二二年、およそ八五歳で亡くなった。

イーサー・パシャは、全く自分一人の力で出世した人物 (raji 'isāmi) であった。アズハル学院から医学校 (madrasat al-tibb al-miṣri) へ進み、医者の道を歩んだ。若い時に海外留学したことはなく、出世してから初めてソルボンヌ大学に留学した。以後、短期間ながら、毎年のようく海外へ出かけ、近代医学の修得に努めた。かくして、彼は、エジプト医学の長官 (mudir al-tibb al-miṣri)、王室係りつけ医師となつた。

また、彼は、生涯、実に多くの医学関係著作を執筆した。退役後も、盲になつたにも拘らず、有能な教え子たちの助けをかりて、本を書き続けた。彼の著作のテーマは多岐にわたつたが、専門は産婦人科であった。ここには、こうした彼の著作は置いていないが、他の親族の家へ行けば見ることができる。医師協会 (niqabat al-ṭibā') には、彼の等身大の油絵が飾つてあるが、それは、当協会が、その創設時に、それを望んだからである。生前、カスル・アイニー病院の産婦人科には、彼の名前を冠した病棟があつた。<sup>(5)</sup>

もつとも、私自身はイーサー・パシャに会つたことはない。あるいは、会つたのかもしれないが、もしそうだとしても、それは非常に幼い頃のことであつたので、会つたと断言することはできない。しかし、彼は非常に有名であり、よく私の父が彼について話をしていたために、彼に実際会つたような気がしている。

父から聞いたところによれば、イーサー・パシャの所領はカフル・シユブラフウール村だけであり、それもワクフとして設定されたため、現在、イーサー・パシャに連なる家系に残された財産は、この屋敷だけである。彼がこの屋敷を建設したのは、子供が大きくなり、それまで住んでいたアブディーン地区の屋敷が手狭になつたからであ

つた。

イーサー・ペシャは、普段はこの屋敷におり、たまにしかカフル・シユブラフウール村に行かなかつた。というのも、彼の農場管理人(wakil al-'izba)がカフル・シユブラフウール村の村長をしており、イーサー・ペシャは彼を信用していたからである。カフル・シユブラフウール村に関するワクフ文書については、現在、ワクフ省との間に争議が進行中であり、それは裁判所に保管されているため、みせるいとはできない。」

1 前掲拙稿「カフル・シユブラフウール村の村方騒動」七二一九四頁。

2 正しくは、シユブラ・バッディーン所領である。前掲拙稿七三一四頁。しかし、ここでは、こうした「文書」にみられる事実関係の誤りについて拘泥しないこととする。

3 このアリー・アシダーリーにまつわる風説だけは、カフル・シユブラフウール、カフル・ミート・グラーブ、両村の住民からではなく、カイロへの帰路、バスの中で知り合つたアフマドというアズハル大学付属小学校の先生からの聞き取りである。

4 聞き取りでは、先に指摘されたように、カフル・ミート・グラーブ村建設の指導者は、アグーズ家とされているが、実際この村落の村長となつたのは、創設時から現在に至るまで、一貫してアブー・ユーセフ家である。

5 わいに、ギーザ県アグーザ地区に彼の名前を冠した通りがあるが、それは、アグーザ病院に沿つた通りである。一八八三年から八九年まで医学専門学校の校長を務めた彼は、その高潔な性格と改革者・組織者としての能力をもつて学校の近代化につく、医学専門学校の「第一の建設者」へつゝ高い評価を受けてゐる。この点については、以下の文献を参照のこと。N. Mahfouz, *The History of Medical Education in Egypt*, Cairo, 1935, pp. 46-51.

## 二 聞き取り「アブー・スイネータ村醜聞」

一二七〇年（一八五三—四年）から翌年にかけて、アブー・スイネータ村・村長ムハンマド・マンスール、およびその父、<sup>カーナー</sup>裁判官マンスール・ムハンマドの行状について、一〇〇件もの告訴がなされた。我々は、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』・カルトン番号五・文書番号三二〇〇 (*muhafiz mafya sanaya turki, mahfaza ragm 5, watihka ragm 300*) のなかで、これら告訴のうち次の三件について、その内容を知ることができる。

(1) イブラヒーム・バドル訴訟。これは、村長ムハンマド・マンスールが、村民イブラヒーム・バドル所有の半フエツダーンの土地と屋敷を、前者についてはそれを新墓地とするために、後者についてはそれを村民イマーラ・サリームに与えるために、不法に没収した、とする訴訟である。また、後者の没収の背景には、同じく村長ムハンマド・マンスールによるもう一つの強制的屋敷没収、つまり、それを彼の姻族、県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールに与えることを目的とした、村民イマーラ・サリーム所有の屋敷の没収があった。かくして、調査するべき容疑は三件であり、当局はこの三件について、告訴側の主張を全面的に認め、土地については、当該地に対する質権設定契約を解消した後、かかるべき金額を告訴側に支払うよう、そして二つの屋敷については、それぞれの権利者に返還するよう命じた。

(2) アブドウルワッハーブ・ムサッラム訴訟。<sup>(1)</sup>これは、妻アムナを中心とした遺族四人による、村長ムハンマド・マンスールが、故村民アブドウルワッハーブ・ムサッラムの残した土地と屋敷について、土地に関しては無償で、ま

た屋敷に関しては粗末な代替物と引き換えて、不法に没収した、とする訴訟である。この訴訟の場合、当局による調査の過程で、村長ムハンマド・マンスールは、係争物である土地と屋敷について、遺族側にそれらを管理する能力がないことに鑑みて、彼らに対する「保護者」としての立場から両者を現在占有しているのであり、もし遺族にそれらを管理する能力がある、ということが保証されるならば、両者を返還するにやぶさかではないと主張した。そこで、当局は、もし告訴側の主張が正しいと証明されたならば、ムハンマド・マンスールの主張を受けて、当該土地・屋敷を遺族に返還すべきことを命じた。

(三) バダウイー・バッリーン訴訟。<sup>(2)</sup>これは、村長ムハンマド・マンスールに対して、有力家系バッリーン一族がなした、故村民ムハンマド・アッディーブの遺産（動産）詐取に関する訴訟であるが、そこで告訴されている事件は、一〇〇年もの長い期間にわたる、そして多くの村落有力者たちを巻き込んだ大がかりな詐欺事件であった。従って、当局によるこの訴訟の判決も、村長ムハンマド・マンスールの村長職解雇を含む誠に厳しいものであり、それ故、この訴訟は、当時のアブー・スィネータ村社会に大きな影を投げかけたものと想像される。

さて、私は、アブー・スィネータ村訪問中、聞き取り調査の対象を、第三訴訟で扱われている事件に絞った。というのも、この事件は、私の目に、その余りに異様な性格とともに、アブー・スィネータという一村落のまさに体質をはしなくも露呈させて、いるように映つたからである。そして、それは同時に、一九世紀中葉という、近代エジプトにとって大きな転換期の体質をも示しているように思われた。なぜならば、必ずやこの事件の背後には、当時、その後の村落行政のなかでしばしばミニ・タイラント職として姿を現わす「村長」('umda) 職がアブー・スィネータ村に創設され、その結果、当該村落行政におけるそれまでの勢力均衡が崩れた、という事実があつたに違いないと確信したから

である。

具体的には、この事件は、アブー・スイネータ村における初代<sup>ラムダ</sup>村長に就任したムハンマド・マンスールの一派と、<sup>シャイフ</sup>村長老ムハンマド・バッリーンとその兄弟バダウイー・バッリーンを中心とした同村落の有力家系バッリーン家との間の権力闘争であった、と考えられる。そもそも、この権力闘争がなかつたならば、この事件のみならず、一八五三年から翌年にかけてなされた二〇件もの告訴騒ぎも起こらなかつたに違いない。そして、私のこの予想が正しかつたことは、アブー・スイネータ村での聞き取り調査の過程で明らかになつていた。

つまり、私は三つの訴訟の関係者の子孫たち——彼らのほとんどは在村する——に出来る限り、というよりは会わせてくれる限り、会つて話を聞いたのであるが、現村長代行——一九八六年九月における第二回目のアブー・スイネータ村訪問中、新村長の選出があつたが、一九八七年八月に私が第三回目の訪問をした時にも、彼はいまだ国家から認証を受けていなかつた——を含めて、彼らはおしなべて、一四〇年前のこれらの事件について聞かれると、顔をこころもちしかめ、口をつぐみがちであつた。それは、彼らがこれらの事件を知らないからではない。彼らは、そしておそらくは成年村民のほとんどは、これらの事件を知つており、それもムハンマド・マンスールと結びつけて理解している。従つて、彼らは、これらの事件について、とりわけ村民の前で、しゃべりたくない、あるいはしゃべることが出来ないのであろう。実際、私と村民の前で、ムハンマド・マンスールについて、それも第三訴訟で扱われている事件との関係のなかで、とうとうと、そして整然としゃべってくれた、というよりはしゃべることが出来た唯一の人間は、バッリーン家の現在の頭領、<sup>シャイフ</sup>村長老アブドゥルハキームであった。以上の経緯から、この節における「醜聞」とは、もっぱら上記第三訴訟で扱われている事件を指す。

『文書』で確認できる「醜聞」要旨<sup>(3)</sup>

△一二四九年ジユマーダー二月（一八三三年一〇一一月）、アブー・スィネータ村の住民、兵士ムハンマド・アッディープは、ヒジャーズ地方、ギリシャのモレア地方（ペロボネソス半島）、シリアと転戦した後、シリアのアドナで死亡し、後に遺産（動産）が残された。この遺産は、本来ならば、彼の父アブドゥルアールと彼の妻アーエイシャによつて相続されるはずであった。

ところが、村の裁判官マンスール・ムハンマドとその息子、村長ムハンマド・マンスールは、前記ムハンマド・アッディープに子供がないことにつけこんで、姻族、県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールと共に謀して、彼の死を遺族につげず、その遺産を詐取することを思ついた。

そこで、彼らは、翌年の一二五〇年（一八三四一五年）、ムハンマド・アッディープの父はすでに死亡していると偽つたうえで、彼の母カアバ、妻アーエイシャ、娘アーエイシャの女三人を遺産受取人とする偽りの遺産相続願いを軍務省に提出し、受理された。なお、娘アーエイシャは幼少であるため、彼女の後見人として彼女の母、つまり故人の妻アーエイシャが任命される、とされた。

ところで、この女三人の遺産受取人のうち、実際に生存していたのは妻アーエイシャだけであるが、その彼女には夫の死は伝えられていない。つまり、この偽りの遺産相続願いの目的は、まず、男性を排除した女性だけの遺産受取人を指定し、次いで、彼女らにしかるべき男性の代理人、保証人をたてるによつて、遺族の知らないうちに、遺産を詐取することであった。

かくして、遺産は詐取されたが、そのうちの約六六・ペーセントを占める（架空の）娘アーエイシャの取り分けはそのまま外国系商会に投資された。こうして、一二五〇年（一八三五年）から一二六四年（一八四九年）にかけて、この商会から、妻アーエイシャを受け取り代理人として、数回に分けて利子が支払われた。

さらに、一二六年（一八四九年）、（商会）利子債券が紛失し、その再発行が申請された時には、妻アーエイシャさえもまた死亡したと報告され、彼女に代わる、（架空の）娘アーエイシャの新しい利子受け取り代理人として、村長ムハンマド・マンスール

△ラーシン・サウディー

△アリー・ナウイーシャ

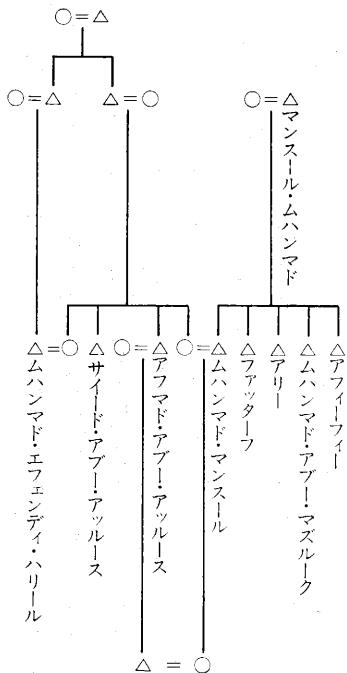
△サウードイー  
△アブドゥルアール  
△カアバ  
△アーヴィフ  
△ムハンマド  
△アッティード  
△アーリー<sup>2</sup>  
△バダウイー・バッリーン  
△ムハンマド・バッリーン  
△イブラヒーム  
△アイシャ  
○イッズ  
○サイイダ

の息のかかった村民が任命された。かくして、一二六年（一八四九年）から一二六八年（一八五二年）にかけて、この村民を受け取り代理人として、商会から二回に分けて利子が支払われた。

その間、村長ムハンマド・マンスールたちは、この詐欺行為の完璧を期すために、故人の二人の兄弟をも兵士として徵発し、この二人もまた戦死してしまつた。その結果、三人の息子をすべてなくした故人の父は、生活の手段を失い、一時離村を余儀なくされた。また、後になつて夫の死を伝えられた妻アイシャ

は、生活のために、カフル・アルバーグール村住民と再婚、カルフ・アルバーグール村に移住し、彼との間に二人の娘をもうけた。しかし、その後、この第一夫にも先立たれた彼女は、再びアブー・スィネータ村に戻り、娘一人を育てることになった。

一二六八年（一八五二年）、とうとうこの詐欺行為が露顕する日が来た。そのきっかけとなつたのは、村長ムハンマド・マンスール一派と、村長老ムハンマド、その兄弟バダウイーのバッリーン兄弟一派との間



の反目・対立である。つまり、バダウイー・ベッリーンは、母方のおじの息子である兵士ムハンマド・アッディーブの遺産について、村長ムハンマド・マンスールは（すでに死亡している）アーサン・アーサン（故人の）幼い娘がいまだ生存していると偽り、（この架空の相続人を通して）上記遺産を詐取したのみならず、それを商會へ投資することによって、（遺産相続人がいため）本来は国家がその取得資格者であるべき利子まで約10年にわたって取得した、と御上（al-a'tab al-saniya）に対して告訴（i'rid）したのである。

これに対して、村長ムハンマド・マンスール一派は実にすばやく反応した。まず、同年、バダウイー・ベッリーンの告訴に対処すべく、（生存と偽った架空の）娘アーサン・アーサンを実際に故人に対するトリックとして、村落死亡者名簿にアーサン死亡を記載させ、同時に、アーサン・アーサンを確認する文書を裁判官に作成させた。ただし、前者は妻アーサン・アーサンの<sup>フツラ</sup>妻アーサン・アーサン<sup>カーディヤ</sup>、後者は娘アーサン・アーサンの名でもって。おそらく、その意図は、（名前が同じであることを利用して）妻アーサン・アーサンと娘アーサン・アーサンを混同させることによって、犯行を隠滅させることであった。

次いで、翌一二六九年（一八五三年）、バダウイー・ベッリーンの告訴を受けて、いよいよ財務省が調査を開始した際には、（現実には生存しているにも拘らず、死亡したと報告している）故人の父アブドゥルアールと妻アーサン・アーサンが召喚命令に応じ、出頭・証言することを阻止するために、両者を、近村ハームールにある県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールの屋敷に拘禁した。そして、両者は故人であることを、あくまでも主張した。

かくて、一時は、バダウイー・ベッリーンの告訴は葬りきられようとした。しかし、告訴側は重ねて、各方面に対する陳情（shakwā）のなかで、訴訟の調査続行を要請した。さらに、告訴の対象を村長ムハンマド・マンスール父子のほか、県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールにまで拡大し、彼の職権乱用行為を告発し、その調査を申請した。ここに、こうした度重なるベッリーン兄弟からの苦情、要請に答えて、御上は、財務省に対する一二六九年ラジャブ月（一八五三年四一五月）付三勅令によって、村長ムハンマド・マンスールの拘禁、アブー・スィネータ村・村落死亡者名簿と居住村民名簿の提出、そして県庁役

人ムハンマド・エフエンディ・ハリールの不法行為の調査を命じたのである。

今回の財務省の調査は詳細を極めた。実際に多くの口頭証言が収集され、文書証拠が参照された。そして、その過程で、村長ムハンマド・マンスール一派の言行にみられる矛盾が厳しく指摘・糾弾され、かくて、「醜聞」は白日のもとに晒されることになった。この「醜聞」に対する当局の最終判決を要約すると、以下のようになる。

当該事件は、ムハンマド・マンスール父子を首謀者とする、故ムハンマド・アッディープの遺産に対する悪辣な詐取事件であると結論することができる。そこで、ムハンマド・マンスール父子がこれまでに取得した遺産および商会からの利子の総額が、ムハンマド・マンスールから徴収される。そして、この徴収額は、娘アーユンヤの名義で商会に投資された金額とともに、遺族の要求通り、イスラム法の遺産分割規定に基づいて、故人の父アブドゥルアールと妻アーユンヤに与えられる。また、この犯罪の首謀者ムハンマド・マンスールに対しては、所定の罰則規定に基づいて、一年間の禁固刑と<sup>ムダ</sup>村長職の解雇措置がとられる。▼

一九八六年九月二日正午前、私は少々イライラしかけていた。その時私はアブー・スィネータ村・村長代行アブドウルファッターフ・アルマンフルの屋敷の前のベランダで、村長代行はじめ若いを中心とした幾人かの村民たちと雑談をしていたのであるが、他の話題についてはともかく、肝心のムハンマド・マンスール関係「醜聞」の話を聞くことができないでいたからである。何か漠然とした印象ではあったが、村民は彼を話題にすることを好まない風情であった。私が、「彼の子孫は在村するのか。もし在村するならば、会わしてくれないか」と尋ねても、「在村する。確かに、昔、彼らは大きな家族であった。しかし、今は小さな家族にしか過ぎず、お前が会っても話を聞けるような大人はない」と答えられるだけであった。

ところが、そこに突然思いもかけない助船が現われた。遠回しに我々の会話を聞いていたのであろう、ジャンナー

トという女性が、その名の如く——ジャンナートとは「天国」の意味——はしゃぎながら我々の目の前に踊り出、自分はムハンマド・マンスールを知っていると、彼女の父から聞いたという次ののような話を始めたのである。

「ムハンマド・バッリーンの息子アフマド・バッリーンは、ラクダをひいていた時、通りがかった村長（ムハンマド・マンスール）のところでラクダに水を飲ませた。村長はこのことに立腹し、番卒に、アフマド・バッリーンとラクダを捕えるよう命令した。そして、捕えられたアフマド・バッリーンをたたいた。

アフマド・バッリーンは帰宅後、その話を父のムハンマド・バッリーンとその兄弟バダウイー・バッリーンに話した。ムハンマド・バッリーンは、自分の息子と同じように、村長の息子をたたくことを望んだ。しかし、彼の兄弟バダウイー・バッリーンは、ムハンマド・バッリーンよりも年長であり、より賢かつたために、別の良い（報復）手段があるといって、ムハンマド・バッリーンをおさえた。かくて、バダウイー・バッリーンはムハンマド・マンスールを村長職から追放したのであった。」

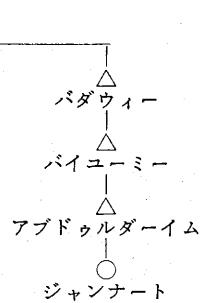
やつと、ムハンマド・マンスールの話が聞けた。私は、勢いづいてジャンナートに、「それでは、ムハンマド・アツディーブという人物のことを知らないか」と尋ねたところ、「父は必ず知っている」と駆け出し、一人の盲の老人を連れてきた。驚いたことに、この衰え切った——一年後、三回目にアブー・スィネータ村を尋ねた時には、彼はすでに死亡していた——老人こそ、バダウイー・バッリーンの孫であった。彼は、私の問い合わせに対し、跡切れ跡切れ以下のような話をしてくれた。

「その昔、アフマド・アッディーブ——ムハンマド・アッディーブの間違い（筆者）——は、村から離れていたが、<sup>ウムダ</sup>村長ムハンマド・マンスールは、（このことを利用して）彼は死亡したという虚偽の報告をし、政府から彼の家族のために支払われた年金を自分一人のために詐取した。

そこで、バダウイー・バッリーンは直訴すべく、歩いてカイロへ向ったが、これに対し、ムハンマド・マンスールは、真実を隠すために、番卒<sup>ガブイー</sup>に命じて、アフマド——つまりムハンマド（筆者）——アッディーブをつかまえ、他の村に匿い、そして殺害するよう命じた。しかし、結局のところ、この不正は国王の知るところとなり、<sup>ウムダ</sup>村長職はムハンマド・マンスールからバッリーン家へと移ったのだった。」

こうして、私の聞き取りはやつと軌道に乗り始めた。そして、そうこうしているうちに、話題がバッリーン家へと及んだからであろう。数名の若い人が一人のかくしゃくとした——彼は私がエジプトで知った最も知的なエジプト人の一人であった——一人の老人を連れてきた。私は、その顔を見て驚き、少々ばつの悪い思いをした。というのも、この老人こそ、最初のアブー・スィネータ村訪問において、私を村から追い立てた当の人物であったからである。そして、彼を紹介された時、私の驚きは頂点に達した。彼の名はアブドゥルハキーム・バッリーン。ムハンマド・バダウイーと兄弟であり、ムハンマド・マンスール失脚後、新村長<sup>ウムダ</sup>となつたアッサイイド・バッリーンの孫。バッリーン家の現在の頭領にして村長老という人物だったのである。私は恐る恐るアブー・スィネータ村訪問の趣旨を説明し、ムハンマド・アッディーブ「醜聞」にまつわる話を聞かせてくれるよう頼むと、彼は快く応じてくれ、マイクの前

で淀みなく次のような話をしてくれた。



「ムハンマド・マンスール。かつて村長クムであった彼は少々暴君であった。ところで、彼に搾取された一人の人物がいたが、その名前はムハンマド・アッディー<sup>ブ</sup>といった。彼は政府から補助金 (*i'anah*) を受けていたが、ムハンマド・マンスールはそれを不正に取得し、彼に手渡さなかつた。

そこで、彼を訴えた者がいたが、それが誰であろう、ムハンマド・バッリーン翁であつた。して、なぜ訴えたのか。ムハンマド・バッリーン翁とムハンマド・マンスールとの間に何かあつたのか。(そんなものはない。) 彼は不正 (*zulm*) を除こうとしたのだ。彼は不正を除くことができたし、また除かねばならなかつた。それでは、その時ムハンマド・バッリーン翁は、(かかる行動が容易にできる) 村長老 (*shaykh al-balad*) であったのか。否。彼は村長老クムでもなく村長クムでもなかつた。彼はただ単に一つの大きな家族の長とみなされていただけであった。

ともかく、かくして彼ムハンマド・バッリーン翁は、カイロの裁判所において告訴を行なつた。これに対して、ムハンマド・マンスールは、ムハンマド・バッリーン翁がカイロへ上京する前に、彼の一派郎党に対して、ムハンマド・アッディー<sup>ブ</sup>を殺害するために、彼をハームール村に拉致するよう命じ、彼らはムハン

マド・アッディープを行つた。

さて、ムハンマド・バツリーン翁は、（ムハンマド・マンスールとともに）裁判所へ出頭した時、『ここにいるムハンマド・マンスールは搾取者であり、（ムハンマド・アッディープの）金を（不法に）取得し、彼に手渡さなかつた』と申し述べた。これに対して、ムハンマド・マンスールは、『ムハンマド・アッディープはすでに死亡しており、（ムハンマド・バツリーンの告訴は戯れ事である）』と述べた。

ところが、このようにムハンマド・マンスールがムハンマド・アッディープの死去を申し立てた際、ムハンマド・バツリーン翁はただちに、『いや、ムハンマド・アッディープは死亡しておらず、依然として生存している』と反論した。そこで、裁判官は、ムハンマド・バツリーン翁に対し、それでは彼を連れて来るよう言い渡した。これに対し、ムハンマド・バツリーン翁は、裁判官に対し、『もちろん彼を連れて来ることはできる。ただし、ムハンマド・マンスールがムハンマド・アッディープを殺しに出かけないよう、自分が再びここへ戻ってくるまで、彼をここに拘禁しておいてもらいたい』と述べた。

かくして、当局はムハンマド・マンスールを拘禁し、ムハンマド・バツリーン翁はアブー・スイネータ村に戻った。ところが、彼は当の人物ムハンマド・アッディープをアブー・スイネータ村でみつけることができず、ムハンマド・マンスールの一族郎党が彼をハームール村のムハンマド・マンスールの親族のもとへ拉致したことを知つた。そこで、ムハンマド・バツリーン翁はハームール村に急行したが、（暗に違わず）そこで一つの室に閉じ込められているムハンマド・アッディープをみつけた。そこには、ここアブー・スイネータ村からきたムハンマド・マンスールの一族郎党からなる一七人の男たちが、夜になつて日がくれてから、彼を川へ捨てるべく、待機してい

た。

そこで、ムハンマド・バツリーン翁はムハンマド・アッディーブのもとへ身を翻し、この男たちに對して、『誰もそこを動くな』と言つた。そして、彼は（すきをみて）ムハンマド・アッディーブを肩にかけ、ハームール村からカイロへ直行し、その朝、裁判所の門に到着した。

かくして、ムハンマド・バツリーン翁は裁判所の門をくぐり、裁判官の前に出頭し、彼に對して、『ムハンマド・アッディーブはこの男です』と述べた。ここに、ムハンマド・マンスールに對して、地中海への流刑（アレクサン드리アでの強制労働？）と村長職解雇という裁きが下された。これこそ、（正真正銘の）裁判だ。

ともかく、かくして、ムハンマド・マンスールは、村長職を解雇されて、地中海への流刑——刑務所ではない——へと連行されたが、その後、（彼に對して）恩赦が下つた。というのも、当時は、（中世の）スルタンの時代と同じく、治世が變る時には、服役者すべてに對して恩赦が下るからだつた。こうして、ムハンマド・マンスールはここ（アブー・スィネータ村）へ戻つてきた。しかし、盲として。そして、彼は戻つた時、この（自分の）果樹園のオレンジが腐つてゐるのをみつけたのだった。』

以上が、ムハンマド・アッディーブ関係「醜聞」の聞き取り調査結果の大要である。ところで、その「文書」資料との比較分析という課題は後節に譲るとして、その前にここでは、なぜ当該事件が「醜聞」として現在にまで語り伝えられてきているのかについて、少し考えてみよう。

とはいゝ、その理由は再び繰り返すまでもなく明らかである。つまり、それは、この事件の背後に村落有力家系問

## アブー・スィネータ村ウムダ職の変遷

サーリフ家

バッリーン家

マンスール家

バッリーン家

マンフル家

- ① ムハンマド・マンスール（在職？～1854年）
- ② アッサイド・バッリーン（1854～83年）
- ③ ユーセフ・ベク・アルマンフル（1883～85年）
- ④ ハサン・アルマンフル（1885～1921年）
- ⑤ アッサイド・ハサン・アルマンフル（1921～56年）
- ⑥ アブドゥルファッターフ・アッサイド・アルマンフル（1956～59年）
- ⑦ アッサイド・ムハンマド・イブラヒーム・アルマンフル（1959～86年）
- ⑧ アブドゥルファッターフ・アッサイド・アルマンフル〔代行〕（1986年～）

注(1) ムハンマド・マンスール以前についてはシャイフ長(shaykh al-mashāykh)職についた家系。

(2) サーリフ家のアブドゥルワッハーブ・サーリフはシャイフ長であるとともにモスクのイマーム。

(3) ④は⑥=⑧の祖父、⑤は⑥=⑧の父、⑦は⑥=⑧のいとこ。

の権力争い、具体的には、村長職を担う家族のマンスール家からバッリーン家への交代があつたからである。では、もしそうであるならば、村長職を担う家族がバッリーン家からマングール家へと交代した時期に関してもまた、「醜聞」があるのでないであろうか。というのも、バッリーン家はその後、マンフル家へ村長職を譲り、現在に至るも、このマンフル家が村長職についているからである。そして、この問い合わせに対する答えは、しかし。この交代に関してやはり、「醜聞」は存在するのである。以下、その大要を紹介するが、この「醜聞」は、「文書」資料によつてその存在があらかじめ確認できていた先のムハンマド・アッディープ関係「醜聞」と異なり、聞き取り調査の過程で、村民たちが私に問わざ語りにしゃべってくれた「醜聞」で

あつた。

一九八六年九月二日、先に述べたように、アブー・スイネータ村・村長代行アブドゥルファッターフ・アルマンフルの屋敷の前のベランダで、村民たちと雑談している間、私の質問はおのずと村長職の歴史へと向っていった。というのも、「醜聞」が村長職の創設と深く関係しているに違いないと見込みをつけていたからである。そこで、私は、アブドゥルファッターフに対し、「この村落における最初の村長は誰ですか」という質問をしたところ、彼の解答は次のようなものであった。

「アブー・スイネータ村での最初の村長はユーセフ・アルマンフルである。彼は手配中の『おたずね者』(shaqi) ムルスイー・アルファイユーミーをガルビーヤ県で逮捕し、そのために、ベクの称号をもらつた唯一の村民でもある。」

これは明らかに事実に反する。しかし、エジプト人の発言、とりわけこのような家族自慢の発言を翻さることは至難の技である。そこで、誰が最初の村長であったか、という事実関係の確認を彼に求めることは不可能と悟つたが、こうした事実関係とは別に、彼の発言のなかにみられた「おたずね者」という単語が妙に気に掛つた。そこには、何やら「事件」、「醜聞」の臭いがする。実際、そこに集つていた村民たちは、この「おたずね者」ムルスイー・アルファイユーミーについて何やら早口で言葉をかわしている。しかし、ムハンマド・マンスール関係「醜聞」と異なり、

「文書」によってあらかじめこの「事件」、「醜聞」の事実関係の骨格を知りえない私は、彼らの会話に全くついていけない。

かくしているうちに、ユーセフ・アルマンフルの前の村長はバッリーン家の間人であったことを知るに及び、この話題はがぜんきな臭くなってきた。そして、それが実際、「醜聞」であったことは、ほかならぬバッリーン家の現在の頭領アブドゥルハキームの以下の発言によつて明らかとなつた。つまり、彼は、先に紹介したムハンマド・アッディープ関係「醜聞」についての話をムハンマド・マンスールの村長職解雇で終えた後、おそらく村長職を現在担つているマンフル家の人々を意識してのことであろう、この件についてとりたてて質問したわけでもないのに、先の話を次のように続けたのである。

「その後、村長職はバッリーン家から（マンフル家に）移つた。それが起きたのは、（ムハンマド・マンスール失脚後）アッサイイド・バッリーンが村長であった時代であった。（なぜアッサイイドが村長になったかというと）ムハンマド・バッリーンは自らが村長になることを拒んだからであり、そのため、（彼の兄弟であり）私の祖父であるアッサイイド・バッリーンが村長になったのである。

（また、この時代）アブー・スイネータ村へ英國軍が来たことがあつた。その時、（その指揮官である）大佐が村長（アッサイイド・バッリーン）をこづいた。そこで、彼は、（それを要請された時）英國軍の（アブー・スイネータ村での）駐在を断固として拒否した。このように、ムハンマド翁とアッサイイド翁はともに、（前者はムハンマド・マンスールの、後者は英國軍の）不正（zulm）を排除したのであつた。

ところで、アッサイイド翁が村長であった時、マルスィー・アルファイユーミーという人物がいた。彼は盜賊（harāmi）であったが、この（メヌーフィーヤ）県で盗みをしたことはなかった。とりわけ、彼はここ（アブー・スイネータ村）でものを盗むようなことは決してなかつた。例えば、ある時、彼の仲間たちがアッサイイド翁のラクダを捕獲したことがあつたが、その時マルスィー・アルファイユーミーは、彼の仲間たちを罰した。

ところで、このマルスィー・アルファイユーミーがガルビーヤ県で襲撃をし、人を殺害し、金庫を盗んだ時、当局——その時郡庁（ムラカシ）はメヌーフに置かれていた——は、電話でアッサイイド翁に対し、マルスィー・アルファイユーミーを探索するよう要請し、そのなかで、『マルスィー・アルファイユーミーは（アブー・スイネータ村に）いるか』と尋ねた。そこでアッサイイド翁は、日没時には彼の存在を（アブー・スイネータ村で）確認していたので、郡庁役人との会話のなかで、この『マルスィー・アルファイユーミーはいるか』という問い合わせに対し、『います』と答えたのだった。

ところが、その時、マルスィー・アルファイユーミーは、（すでに述べたように）襲撃をしけけ、ガルビーヤ県において捕えられていたのであつた。（なぜこのような頗珍漢なことが起きたのか。それは以下のような事情による。）当局が、『マルスィー・アルファイユーミーはいるか』とアッサイイド翁に電話をかけてきた時、実は彼はまだ眠りから醒め切つておらず、そのもうろうとした中で、番卒（ガッパー）から、郡庁役人に電話するよう言われたのだった。そこで、アッサイイド翁は返事にてて、『マルスィー・アルファイユーミーはいるか』という問い合わせに、『います』と彼に答えてしまつたのである。

しかしともかく、当局はアッサイイド翁に、『お前は彼を匿おうとしている。というのも、現在、彼は犯罪をお

かして、別の県、つまりガルビーヤ県において捕われており、そのムルスイー・アルファイユーミーがメヌーフィヤ県にいるはずはないからである』と述べた。かくして、アッサイイド翁は、ムルスイー・アルファイユーミーを匿ったとして、<sup>ウムダ</sup>村長職を解雇された。また、当局は彼に対し、<sup>ウムダ</sup>村長職を解雇したのみならず、刑務所での一年間の監禁と一〇〇ポンドの罰金を言い渡した。

これに対して、アッサイイド翁は反論し、裁判所に上訴した。そして、そこで弁護士は、(アッサイイド翁に代わつて)以下のように陳述した。『私は、日没時には、彼の(アブー・スイネータ村での)存在を確認していた。その後、私は夕べの祈りを済ました後、帰宅し、床についた。ところが、この在宅中、(番卒ガフライールが)突然私をたたき起こし、(郡庁役人と)電話で話をするよう言つてきた。そこで、私は、『ムルスイー・アルファイユーミーはいるか』と問われるまま、彼(郡庁役人)に対して、『います』と答えたのであった。というのも、私は、(日没時には)彼の存在を確認していたからであり、(もしその後彼がアブー・スイネータ村からガルビーヤ県へ行つたとしても、それは私の閥知するところではない。』』

かくして、(この弁論は認められ)アッサイイド翁は釈放されたが、<sup>ウムダ</sup>村長職からは解雇された。これは一八八三年のことであった。』

1 前掲拙稿「アブー・スイネータ村醜聞」のなかでは、「ムスリム」と表記したが、聞き取り調査の結果、正しくは「ムサッラム」であることが判明した。

2 同じく、前掲拙稿では「ベリーン」と表記したが、正しくは「バッリーン」であることが判明した。

### II エジプト農村史研究における『文書』資料と『聞き取り』資料

ここで『文書』資料とは、もっぱら第一、二節で紹介したような種類の、國家権力が作成した「裁判文書」を意味する。同じく國家権力が作成した『文書』資料として「法令」があるが、エジプト農村史研究におけるこの種の『文書』の資料的価値については、すでに別の機会で不十分ながら論じたところから、ここで再び取りあげることはしない。<sup>(1)</sup>

さて、第一、二節の『聞き取り』調査結果の紹介からただちに明らかとなるのは、『文書』資料で確認できる九〇年前の「村方騷動」、一四〇年前の「醜聞」が現在にまで、その細部についてはともかく、その大要においてほぼそのままの形で伝わっているということである。そして、我々は、國家権力が作成した『文書』資料と『聞き取り』資料との間のかかる高い相応性の分析を通して、エジプト農民の国家観、権力観を知ることができるよう思われる。つまり、換言すれば、以下に簡単に指摘するようなエジプト農民の国家観、権力観が、『文書』資料と『聞き取り』資料との間の高い相応性を保証しているのである。

ところで、エジプト農民の国家観、権力観を示す幾つかのキイ・ワードがある。その代表的なものを第一、二節の叙述のなかに探し、挙げるならば、shakwā'、ard (あるいは irād)、そして zulm である。翻訳に際しては、shakwā' を「不満の陳情」、ard を「異議申し立て」と、一応は訳し分けることができるものの、両者はほとんど同義であ

り、その意味するところは、弱者の強者への「直訴」である。そして、この直訴に答えて弱者の既得権益を守ってくれる強者のあり様が‘adl’つまり「公正」であり、その反対のあり様が‘zulm’つまり「不正」である。

従つて、こうしたエジプト農民の権力観、倫理観を一般的用語法にならつて表現すれば、ペトロン・クライアント関係におけるクライアントがペトロンに対し抱く権力観、倫理観と言ひ得るかもしない。つまり、農民が‘hidma’つまり「奉仕」を、権力者が‘himaya’つまり「保護」を与え合う関係において、農民にとって、‘hidma’に見合う‘himaya’が提供されていると意識された状態が‘adl’ そうでないと意識された状態が‘zulm’であり、後者の局面において、‘adl’の回復を訴える行為が‘shakwā’ ‘ard’なのである。

以上にして、農民と権力者との関係は、基本的にはペトロン・クライアント関係と規定できるように思われる。しかし、この両者の関係を、この用語法が普通意味するように、もっぱら私的・情緒的関係と断じるならば、それは誤りである。確かに、農民・権力者関係において、この私的・情緒的因素が支配的であった時代、場所はあつたかもしない。しかし、そこには同時に、エジプト史を通じて、そしてとりわけ近代以降において、公的・契約的因素を観察することができる<sup>(2)</sup>、この点をよく示しているのが、‘shakwā’ ‘ard’ の内容である。

つまり、これら単語で示される農民の行動は、一見すると、権力者の慈悲を求める嘆願である。しかし、その内容を詳細に、とりわけかかる「陳情」、「申請」がなされた情況・文脈のなかで分析してみると、農民は必ずしも直接的な暴力としての「保護」を求めていたのではなく、彼らが求めているのは権力者の「仲裁」、「執り成し」である」とが分かる。もちろん、権威・権力なき者に「仲裁」はできないのであるから、「陳情」、「申請」する先はおのずから権力者である場合が多く、その結果、直接的な暴力としての「保護」が発動されるとしても、それは「陳情」、「申請」

の動機・原因であるよりも、結果であるように思われる。

そもそも、shakwa, 'ard という単語が共通しても「直訴」という意味にしても、それは、村落、地方レベルでの「仲裁・調停」機関が不在であるが故に、あるいはこれら機関の存在を無視して頭越しに、権力者に対し直接訴えがなされるということではなくて、これら機関では「仲裁・調停」が成立しなかつたが故に、あるいは紛争がこれら機関では「仲裁・調停」できない種類の問題をめぐってあるが故に、権力者に直接訴えることであるように思われる。実際、ここでは詳説できないが、近代エジプト農村社会において、村落、地方レベルの「仲裁・調停」機関として、村長（ウム）、村長老（シャイア）を中心とした村落行政機関、都市には必ず設置されていた宗教裁判所制度が存在し<sup>(3)</sup>、これら機関・制度で紛争が解決される限り、上位権力者への「直訴」は必要とされなかつた。

かくして、私的・情緒的因素と公的・契約的因素がまざり合い、「仲裁・調停」力を前提とした公正・不正観をもつエジプト農民の権力觀は誠に複雑である。と同時に、こうした農民の権力觀を背景にしてこそ、一方では中央レベルでの強固な中央権力機構の存在、他方では村落、地方レベルでの権力をめぐって拮抗・対立する派閥の存在、といふ、一見すると矛盾する二つの状況下において、農民の「直訴」は頻発することになる。一九世紀中葉の『文書』資料において確認できる農民騒動のほとんどが、「アブー・スィネータ村醜聞」のように下エジプト・デルタ地方の騒動であり、当時まだ中央権力が隅々にまで及ばず、村落、地方レベルにおいて権力が特定の家系・派閥に集中しがちであった上エジプト地方の騒動ではないのは、この事情による。<sup>(4)</sup>また、私が「醜聞」をアブー・スィネータ村における村長職創設に焦点を絞つて分析したのも、この中央権力と直接結びついた村役人職の創設が当時の村落権力構造に大きな影響を与え、その結果が『文書』で認められる「直訴」であると考えたからに他ならない。

さて、それはともかく、ここで再確認すべきは、以上指摘したような農民の國家・権力觀とそれに対応した司法・行政制度の存在が『文書』資料と『聞き取り』資料との間の高い相應性を保証しており、それ故、『聞き取り』資料は、エジプト農村史研究において、『文書』資料の「補助」資料であるどころか、『文書』資料と並らぶ「補完」資料である、ということである。そして、この両者の「補完」関係における『聞き取り』資料の価値は、以下の三点として整理できるようと思われる。

第一は、『文書』資料にみられる事實關係を補完し、不明な点を埋めるとともに、これら事實關係から引き出せる仮設を検証する手段としての価値である。この点については、「村方騒動」、「醜聞」について多くの事例を挙げることができる。しかし、この価値に関しては多言を要せず自明であるところから、ここでは、『聞き取り』資料でしか明らかにできない、と同時に、『文書』資料の吟味・評価において、決定的な重要性をもつ一つの事実にのみ言及しよう。それは、他ならぬ「村方騒動」、「醜聞」の結末である。

「村方騒動」の場合、カフル・シユブラフウール村の歴史、原告と被告の身分格差、裁判における判決の内容などから、この騒動の結末が被告側、つまり村落住民にとって苛酷なものになったに違いない、ということは容易に想像できた。また、この想像は、当該『文書』資料によってのみでなく、人口統計によつても裏付けられるように思われた。というのも、私は、「村方騒動」拙稿のなかの一註釈において、以下のように述べてゐるのである。

「ところで、一八九七年から一九〇七年までの一〇年間に於いて、シンベツラウェイン郡所属のほとんどの村落が、その住民数の増加をみているなかにあって、本稿が対象とするカフル・シユブラフウール村の場合、住民数が七〇三名から三四〇名へと激減しており、誠に異常な例外となつてゐる。その原因を史料の裏付けによつて明らかにする

ことはできないが、後節で紹介する裁判が、この住民数減少の契機となつたと想像される。ちなみに、その後のカフル・シュブラフウール村の住民数の変化をみると、シンベッラウェイン郡全体の人口が、一九〇七年の九〇、七九一名から一九六〇年の二三一、五五七名へと、その人口増加率を高めつつ、増加の一途を辿っているのに対し、この村落の場合、一九四七年時点では一八八名、一九六〇年時点では三四四名と、住民数の減少あるいは停滞がみられる。<sup>(5)</sup>

しかし、『聞き取り』調査によつて判明したこの騒動の実際の結末は、私の想像をはるかに越えるものであった。なんと、この騒動が原因となつてカフル・シュブラフウール村は破壊され、現在するカフル・シュブラフウール村は、その後原告によつて新設された村落であつたのである。従つて、この騒動が被告たちにもたらした苛酷な境遇には想像して余りあるものがある。しかし同時に、我々は、彼らによるカフル・ミート・グラーブ村建設の話から、これまで想像をはるかに越えたエジプト農民の逞しさ、しぶとさを知ることができる。

次に、「醜聞」の場合、その事件の余りに異様なしつこさから、それが村落有力家系間の陰鬱な権力闘争、それも中央権力に直結した村長職創設にまつわる権力闘争であると予想されたが、この予想は『聞き取り』調査によつて、正しいことが確かめられた。しかし、ことその結末に関しては、私の予想は余りに楽観的に過ぎ、『聞き取り』調査はこの「醜聞」の深刻さに対する私の過少評価を明らかにした。というのも、私は、第一に、この事件の異様さにも拘らず、それがエジプト村落における日常的権力争いの一つにしか過ぎないと思われたこと、第二に、そこで争つてゐるのはともに有力な家系であり、たとえ当該闘争に敗れても、かかる家系が村落におけるその勢力を簡単に失うことはあるまいと想定されること、以上の二点から、「醜聞」拙稿のなかで、以下のように述べていいのである。

「そう、ムハンマド・マンスールは、ちょっとばかりやり過ぎてしまつたのだ。このちょっととしたやり過ぎがもと

で、たかだか一二〇年前でしかない古傷を掘り起こされ、つつかれるはめになってしまった。このきさいな自信が彼ら虎の子の村長職を奪い、一年間のくさい飯を強いることになった。何ともつまらぬことで足元をすくわれたものだ。しかし、身の上の不運をくやんでばかりいてもしかたあるまい。いつも順風満帆とはいかないのがこの世の中。しばらくはおらしくしていよう。しかし、時がたち、風向きが変わったその時には……」

しかし、時がたち、一四〇年たった今日においても、どうも風向きは變っていないようである。つまり、マンスル家、そして彼らの姻族であるアブー・アッルース家は、依然として不遇をかこっている。そして、今日の彼らの境遇の原因が一四〇年前の「醜聞」にあることは、『聞き取り』調査によつてほぼ間違いないところである。現在、マンスル家は二家族しかいないといふ。<sup>(8)</sup>しかし、その昔、この家系が大きな権力をもつていたことは、アブー・スィネータ村のほぼ中央、モスクのすぐ隣りに、彼ら一族が居住していた一区画が現在においても存在していることから明らかである。第三回目の訪問において初めて案内され、そこでマンスル家の一青年と話すことができた、この土壇に囲まれた区画は、そのほとんどが現在に至るも打ち捨てられ、旧村長ムハンマド・マンスルの屋敷は空き家であつた。「醜聞」は、私の想像以上に、アブー・スィネータ村にとって重い事件だったのである。

次いで、『聞き取り』資料の価値の第二は、『文書』資料を補完するものとして、それに関連する新たな興味ある資料、研究テーマを提供することである。この点に関するも、「村方騒動」、「醜聞」双方について、挙げるべき事例は数多くあるものの、その一部は次節以降においても紹介するところから、ここでは第一、二節で指摘した二事例、つまり、「村方騒動」についてはイーサー・ペシャ・ハムディーの生涯、「醜聞」については盜賊ムルスイー・アルファイユーミー関係醜聞に関して言及するにとどめよう。

私は、「村方騒動」拙稿において、騒動の一方の当事者イーサー・パシャを、近代的土地位所有権の確立を背景に、近代的司法制度を最大限に利用して、慣行に基づく農民の土地に対するそれまでの既得権を剥奪し、土地をもっぱら商品作物を栽培するため集積する、典型的な資本主義的地主として描いた。そして、この描写が誤っていなかつたことは、『聞き取り』調査の結果明らかになった。この点に関しては、とりわけ次の二つの事実が重要である。

第一は、「村方騒動」を引き起こしたイーサー・パシャの村民立ち退き要求について、『文書』資料はそれを「經濟的理由から」とだけ簡単に表現しているが、『聞き取り』資料もまた、それが真実であるかはともかくとして、この点に関して、農民の「耕作債務」に言及しているということである。つまり、表現は異なれど、両者はともに、「村方騒動」の原因が經濟的なものであったことを指示しているのである。

そして、第二は、旧カフル・シュブラフウール村の破壊後、新たに建設された新カフル・シュブラフウール村において、初代村長としてイーサー・パシャの農場管理人が任命され、また、イーサー・パシャの「保護」を必要とする農民からその村民が構成されたということである。つまり、換言すれば、新カフル・シュブラフウール村は典型的な農場<sup>イズバ</sup>として建設されたのである。

かくして、私は、『文書』資料の分析に基づく仮設が『聞き取り』資料によつて検証されたことに満足すべきであったが、その後、イーサー・パシャの出自、生涯、人柄を知るに及び、複雑な気持にさせられた。私は当初、彼をザワート（トルコ系特權支配階層）に所属する人物ではないかと想像していた。ところが、彼はエジプト人であったのみならず、農村出身の全く自分一人の力でエジプト医学史においてその業績を高く評価されるほど立身出世した人物（rajlīqāmi）であった。また、公的には、勤勉で高邁な精神をもつ官吏であり、私的には、良き家庭人、敬虔なイス

ラム教徒であった。もともと、だからといって、冷徹な農場經營者としてのイーサー・パシャが否定されるわけではない。しかし、生前に死んだ一人息子の「靈魂のために」と彫りこまれた水飲み場の前に佇んだ時、彼が近代エジプトを担つた一人の誠実なエジプト人であった、という思いを抑えることはできなかつた。

盜賊ムルスィー・アルファイユーミー関係醜聞の資料的価値については、すでに第二節において、それを村民から聞き出すに至つた経過を紹介するなかで簡単に触れておいた。また、この醜聞については、次節においても別の角度から言及するため、ここでは以下の二点に注意を喚起するだけにとどめたい。

第一は、前述したことと矛盾するようにみえるかもしれないが、この醜聞の『聞き取り』資料によつて、「アブー・スイネータ村醜聞」が、たとえそれが異例な余りにも深刻な事件であつたとしても、やはり、通常は潜在的なものにとどまつてゐる、村落有力家系間の日常的対抗関係の顕在化した事例である、ということが傍証されたということである。というのも、『聞き取り』調査中、村長職のバッリーン家からマンフル家への移転をもたらしたこのムルスイー・アルファイユーミー醜聞に関して、両家は私の前でそのわだかまりを隠そつともしなかつたからである。

マンフル家は、この醜聞を語る間、一度としてバッリーン家に言及しなかつた。また、バッリーン家は、この醜聞を語る際、醜聞の当事者である当家旧村長ウムダを不正スルム打倒する英雄として贅美してからでないと話を切り出せなかつた。とりわけ、バッリーン家にとってこの醜聞は癪の種のようであり、その背景には、バッリーン家こそアブー・スイネータ村における最大の名家であるとの自負がある。

そして、第二は、第二節で紹介したこの醜聞にまつわる話のなかに、「醜聞」拙稿においてエジプト人の行動パターンをよく説明する行為として指摘された、アワントアという「処生術」の典型が観察されるということである。<sup>(9)</sup> つまり

り、このアワントとは、文字通りには「人をひっかける、だます」行為であるが、具体的には、巧みなアリバイを作し、容疑者当人が犯罪現場に立ち会うことの不可能さを立証することによって、当該容疑を回避する行為であり、ムルスイー・アルファイユーミー醜聞において、<sup>ラムダ</sup>村長アッサイイド・バツリーンの潔白を主張するために持ち出されている口実こそ、まさにこのアワントの典型である。かくて、エジプト人の精神のタフなることを改めて認識した次第である。

最後に、『聞き取り』資料の価値の第三は、同じ事実関係について、『文書』資料との間に齟齬がある場合、この両者の齟齬を検討することによって、エジプト農村社会に関する有意義な結論を導き出し得るということである。ただし、この場合、インフォーマントのただ単なる無知、忘却を理由とした齟齬は問題とはなりえない。例えば、「醜聞」に関するアブドゥルハキーム・バツリーンの『聞き取り』資料と『文書』資料とを比較してみると、両者における事件のあらましは一致しているものの、その細部については、ここで逐一指摘するまでもなく、前者は多くの省略、改変をへてている。しかし、こうした両者間にみられる事実関係の齟齬にも拘らず、我々は、『文書』で確認できる一四〇年前の「醜聞」がほぼそのままの形で伝わっている、との印象を受ける。それは、『聞き取り』資料にみられる省略、改変の多くがただ単なるインフォーマントの無知を理由としているとの直観があるからに他ならない。

かくして、問題となるのは、インフォーマントが確信をもつて、あるいは意図的に提供する情報と、『文書』資料との間に齟齬が生じる場合である。もともと、ここで重要なのは、提供されたものが実際の情報なのか、虚偽の情報なのかではない。我々は、『文書』資料の真実性をも疑問視する以上、『聞き取り』資料の真実性について云々することはできない。我々ができる」といえば、一方では、『文書』資料の分析を通して問題感覚を研ぎ澄まし、他方

では、インフォーマントの話し方、話の内容の論理性などに十分注意を払って、彼らが確信をもつて、あるいは意図的に情報を提供しているかどうかを判断することである。そして、この点において、とりわけ重要なのは、彼らが意図的に何を隠そうとしているかを、『文書』資料と『聞き取り』資料との間の齟齬の分析を通して明らかにすることである。

つまり、我々はここで、エジプト農民の「名誉」と「恥」とに相対することになるのである。このことは、「村方騒動」と「醜聞」の双方において、それが正しいにせよ誤っているにせよ、両事件の当事者の子孫たちが一致して、その原因を領主あるいは村長の不正<sup>ヌムク</sup>にあるとし、この不正<sup>ヌムク</sup>を排除する英雄的行為として先祖たちの騒動あるいは醜聞を正当化していくことに端的に示されている。そして、その際、彼らが隠さねばならぬと考えている「恥」、そして守らねばならぬと考えている「名誉」の核心に、「家族」があることは間違いない。

ここで「家族」とは、アラビア語でアーライラ (*āila*) と表現され、本稿において家系と訳されている人間集団である。それは、共通の父系先祖をもつ人間集団であり、理念的には、その古さに応じてその成員はいくらでも拡大しえるが、現実的には、「家族」と意識されているのはせいぜい三、四代前の父系先祖と同じくする人間集団のようである。というのも、バッリーン家の頭領にバッリーン家の歴史、とりわけこの家系とアブー・スイネータ村、ならびに聖者シーディー・マシュアルとの歴史的関係について尋ねた際、彼は自分の家系を預言者の家系 (*bayt al-nabi*) にまで遡ることができ、アラブのエジプト征服とともにアスワンに移住してきた家系として、また、アブー・スイネータ村を発展させ、聖者シーディー・マシュアルを保護してきた家系として、その古さと名門を誇るもの、いざ具体的な話になると、せいぜい遡って三、四代前の事実・事件——例えば、政府から一八フエッダーンの土地が提供さ

れたのも、シーディー・マシュー・アル聖者廟が建設されたのも現頭領の祖父の時代である——を指摘するにとどまるからである。

それはともかく、この「家族」がエジプト農民の「名誉」観の核心にあることは、「醜聞」『聞き取り』調査において、マンフル家とバツリーン家の頭領にアブー・スイネータ村における初代村長の名を尋ねた時の彼らの回答によく示されている。つまり、『文書』資料はムハンマド・マンスールをはつきりと村長と呼んでいたにも拘らず、両者は当初、アブー・スイネータ村・初代村長として、ムハンマド・マンスールの後に村長となつたそれぞれ最初の自分の家系の人物を挙げているのである(二〇二頁の「ウムダ職の変遷」を参照のこと)。そして、これとは対照的に、バツリーン家の頭領に、「醜聞」においてムハンマド・マンスールを告発した中心人物の一人、ムハンマド・バツリーンの「醜聞」時における身分を尋ねたところ、「文書」は彼をはつきりと村長老と呼んでいるにも拘らず、バツリーン家の頭領は、彼の「醜聞」との係わりを一切否定するつもりからであろう、彼を村長でも村長老でもないただ單なる一つの大家族(バツリーン家)の長であったと答えている。

一方、この問題が、「醜聞」事例とは対照的に、「家族」の「恥」という形でもっぱらあらわれているのが「村方騒動」事例である。そもそも、「村方騒動」についての「聞き取り」調査中、「家族」が話題となつたのは、旧カフル・シユブラフウール村から追い立てをくつたものの、イーサー・パシャの「保護」を求めて新カフル・シユブラフウール村へ移住するのを潔しとしなかつた、「旧村長老アグーズ翁とその仲間たち」によるカフル・ミート・グラーブ村建設へ話が及んだ時のみであり、それ以外の時に「家族」が話題とされることはない。その理由の第一は、明らかに、この「村方騒動」の舞台が農場型村落であり、そこには古く有力な家系が存在しなかつたことであろう。

しかし、同時に、第二の理由として忘れてはならないのは、私のインフォーマントたち、とりわけ現カフル・シユブラフウール村住民にとって、この「村方騒動」は余り名譽な事件とはいがたいということである。この点を端的に示しているのが、現カフル・シユブラフウール村・村長の「村方騒動」に対する態度であり、彼は、私が最初の訪問時に「村方騒動」の指導者、旧村長イブラヒーム・ズィアーダと旧村長老アフマド・アルアグーズについて尋ねたところ、知らぬ存ぜぬを決めこんだのみならず、その後においても、実際にはアグーズ家との間に姻戚関係があるにも拘らず、彼の家族とアグーズ家をはじめとしたカフル・ミート・グラーブ村住民との関係について話したがらなかつた。

かくして、エジプト農民の「名譽」と「恥」の観念は「家族」をめぐって展開している。しかし、この「家族」を頭領——有力家系の場合には、彼は同時に村長老(shaykh al-balad)となる——を中心にして、結束した一枚岩的人間集団と想定するならば、それは事態を余りにも単純化することになる。現實には、「家族」は、通常、幾つかの対抗依存関係にある下位集団から構成されている。そして、このことを示すのが、「醜聞」のバッリーン家側指導者をめぐる、『文書』資料と『聞き取り』資料との間の齟齬である。

つまり、『文書』資料は、バッリーン家側当事者として、告訴者バダウイー・バッリーンと、黒幕的存在としての村長老ムハンマド・バッリーンの二人を指摘している。ところが、『聞き取り』資料のうち、ジャンナートとその父は、指導者としてもっぱらバダウイー・バッリーンを挙げ、バッリーン家現頭領アブドゥルハキームは、バダウイー・バッリーンに一切言及せず、指導者としてムハンマド・バッリーンを指摘するとともに、「醜聞」結着後、新村長に彼の兄弟アッサイード・バッリーンが就任したことをつけ加える。ところで、バダウイー、ムハンマド、アッサイ

イドは兄弟関係にあり、ジャンナートの父はバダウイーの孫、アブドゥルハキームはアッサイイドの孫である（一九九頁の「バッリーン家系」を参照のこと）。これをするに、彼らは、「醜聞」をねたに、自分の祖父を自慢しているのである。

そして、この事実は、エジプト農民にとって、理念としてではなく、現実としての「家族」がどのようなものであるかをよく示しているように思われる。周知のように、エジプト社会は、イデオロギー的にみて、単系父系原理によつて構成されている社会であるが、このような社会にあって、「家族」は兄弟団によつて指導される傾向がある。その際、兄弟団にあつて指導権を握るのは必ずしも長子である必要はない、能力ある者が他の兄弟の合意のうえで「家族」の頭領として選ばれる。実際、上記バッリーン家三兄弟の場合、彼らは連係プレーのもとで「醜聞」を乗り切つたようにみえる。かくして、この兄弟団の協力のもとに「家族」は運営されるが、彼らの孫の時代になると、かつてのこの協力関係の記憶は薄れ、前記兄弟のそれぞれを始祖とする「家族」が新たに形成される。かくて、大「家族」のなかに、細胞分裂のようにして小「家族」が生まれては消えていく。

「家族」の性格をめぐって注意すべき次なる点は、村落内婚制<sup>エンドogamy</sup>が支配的なエジプト村落のような社会において、父方親族集団は母方親族集団、姻族集団と複雑にからまり合つてゐる——アブドゥルハキーム・バッリーンは、「アブー・スィネータ村には何家族いるのか」という私の質問に対しても、村民が婚姻によつて複雑にまじり合つてしまつてるので、その正確な数は分からぬ、と正直に答えた——ということである。確かに、エジプト村落はイデオロギー的には单系父系原理によつて構成されているために、村落住民の自慢話はほとんど父方親族集団に関してである。そこで、自慢話のうえでは対抗し合つてゐるようにみえる他の父方親族集団に話を向けてみると、自慢話をした当の

本人が、この二つの父方親族集団は姻戚関係にあり、恒常的に連絡をとり合っている、と平然と答え、我々を驚かす。

私は、『聞き取り』調査中、村落住民の親族・姻戚関係の質問については、それを必要最少限の範囲にとどめた。その理由は、第一に、彼らが最も敏感に反応するのはこの種の質問であり、余り立ち入った質問をすることは彼らに対する失礼にあたるのではないかと思ったことであり、第二は、少し垣間見ただけでそれと判断できる余りに複雑で入り組んだ彼らの人間関係に怖じ気づいたからであった。しかし、こうした私ではあったが、次の一点だけは、たとえ彼らに疎まれようとも、しつこく何度も食い下がって質問した。この二点とは、その事実関係の解明抜きには、「醜聞」の本当の異様さ、深刻さを理解することはできないだろうとさえ私は思われた二つの人間関係、つまり一つは、バッリーン兄弟とムハンマド・アッディープとの関係、もう一つは、<sup>ラムダ</sup>村長ムハンマド・マンスールと県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールとの関係である。

『文書』資料によれば、バダウイー・バッリーンは、ムハンマド・マンスールを告訴する際、ムハンマド・アッディープを彼の母方のおじ（khali）の息子であると証言している（一九四頁の図を参照のこと）。ところで、告訴 자체を取り挙げるならば、バダウイー・バッリーンとムハンマド・アッディープの間にかかる親族関係があつた方が自然である。ところが、告訴の内容たるや二〇年間にわたる遺産の詐取行為であり、かつ、バッリーン家は<sup>シャイフ</sup>村長老をおくりだすほどの、換言すれば、村落行政に関与できるほどの有力家系なのである。その家系のメンバーが、母方とはいえおじの子供、つまりいとこ関係にある人物の遺産に対してなされた長年にわたる犯罪に全く気がつかず、二〇年後に突然それについて告訴を行うとは、いかにも唐突で不自然ではないであろうか。

そして、この不可解な二〇年間の沈黙に対する評価は、ただ一点、ムハンマド・アッディープが本当にバダウイー・バッリーンのいとこであるかの解明にかかっている。そこで私は、『聞き取り』調査中、バッリーン家の村民を中心いて、誰彼かまわざこの二人の人物の関係を質問したが、その答えは、「ムハンマド・アッディープはバッリーン家とは何の係累もない」というものであった。しかし、この第二回目の訪問時における成果に満足できなかつた私は、第三回目の訪問時にふたたびこの質問を発し、全く同じ回答しか得られなかつたが、今回は、ムハンマド・アッディープの子孫であると紹介された人物に会うことができた。そして、「醜聞」に関する質問に当惑気な彼との会話で、彼の家系が「醜聞」時までにしか遡ることができないことを知らされたが、それが深い意味をもつものかどうか、私には確かめるすべはなかつた。

また、『文書』資料によれば、村長ムハンマド・マンスールと県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールとは姻戚関係にあつた(一九四頁の図を参照のこと)。ところで、「醜聞」の内容から明らかに、この姻戚関係は村長ムハンマド・マンスールの村落社会におけるミニ・タイラントとしての権威・権力のバックボーンを構成している。そして、このことは、バッリーン家兄弟が、村長ムハンマド・マンスール一派との間の権力争いに勝利するためには、村長自身に対する告訴だけでは不十分であり、彼の背後にひかえている県庁役人ムハンマド・エフエンディ・ハリールに対してもまた同時に告訴すべきであると判断したことによく示されている。

彼、ムハンマド・ハリールは、エフエンディと呼ばれていたことが示すように、村落社会を越えた影響力をもつ國家役人である。従つて、彼は地域社会における名士であり、彼についての情報は容易に入手することができるだろう。そこで、この情報に基づいて、村落という生活空間と国家という権力装置とにまたがつた存在である村落有力者

ムハンマド・マンスールの権力基盤をいま一度見直してみたい、というのが私の問題関心であった。かくして、私は『聞き取り』調査における主要質問事項の一つに、村長ムハンマド・マンスールと県庁役人ムハンマド・エフェンディ・ハリールとの間の人間関係を挙げた。

ところが、驚いたことに、『聞き取り』調査項目のなかで、皆無といつていいほど何も得られなかつたのが、最も容易に得ることができると思われたこのムハンマド・エフェンディ・ハリール関係情報だつたのである。この点に関して村落住民の口は誠にかたかった。まさに取り付くしまもないとはこのことで、「かつて県庁役人（wakil mudriya）を務めたムハンマド・エフェンディ・ハリールという人物がいた」というのが、私が引き出し得た唯一のことである。ムハンマド・マンスールとの姻戚関係、彼の出自、経歴など具体的な情報は何一つ得ることができなかつた。業を煮やした私は、『文書』資料において彼の屋敷があつたとされるハームール村まで行つたのであるが、そこで私を迎えたのも頑な沈黙であった。第三回目の訪問の際、余りにしつこく彼のことを質問するので、一村民が私について語つた「アブー・ハリールといふ通りがこの村にあるが、この通りの名前となつている人物はお前が知りたがつてゐるムハンマド・エフェンディ・ハリールとは違う」というような言葉を聞くにつけ、村民が彼のことをこれほど知らないはずはないと思う。しかし、現在の私は、この点について、確かめるすべをもたない。

とどのつまり、私は、その事実関係の解明抜きには『醜聞』の本当の異様さ、深刻さを理解することはできないだろう二つの人間関係を『聞き取り』調査によつて解明することができなかつたのである。仮設自体に誤りがあり、私は幻を追いつづけただけなのであらうか。それとも、村民の頑な沈黙によつてこの二点を解明できなかつたという事実が逆に、『醜聞』の異様さ、深刻さを傍証しているのであらうか。私は後者であると思いたいのだが。

1 拙稿「近代エジプト農村社会研究のためのノート」『東洋文化』第六二号、一九八一年二月。

2 学界の大勢は、中世イクター制と西洋封建制との比較から、いわゆるイスラム封建制と呼ぶより否定的である。しかし、そうだからといって、イクター制と西洋封建制との比較を試みた以下のカーハンの業績の意義が否定されるわけではない。彼はそのなかで、われわれまだ局面にしていのちの比較を試みているが、最も説得力があり、我々がこゝで取り上げる問題との関係から非常に有益だと思われるのだ。イクター保有者とイクター農民との間の公的、私的関係の詳細な分析を埋めて、イクター制と西洋封建制との間の類似性、相違性を論じてある箇所である。Cl. Cahen, "Au seuil de la troisième année: réflexion sur l'usage de mot de "féodalité" à propos d'un livre récent", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, III, Part 1, April 1960, pp. 1-20. イクター制全般として、最近出版された以下の大作を参照のこと。佐藤次高『中世イスラム国家とトライア社会——イクター制の研究』山川出版社、一九八六年。

3 リの点は闇しきだ、近い将来改めて独自に取り挙げ、詳細に論じなければならぬが、リではとりあえず、エクトの文献を参照のこと。拙稿「トグー・スィネータ村醜聞」一一一—一七頁。

4 かかるトグー・アルタ地方と上エジプト地方との間の地域差は、現代においてもまだ根強くあるのがある。リの点、以下文獻は、一九世紀から現代に至るまでのリの地域差を実証的に明かにしており、貴重な業績である。L. Binder, *In a Moment of Enthusiasm. Political Power and the Second Stratum in Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1978.

5 拙稿「カハル・ショウカラーブ村の村方騒動」六四頁。

6 拙稿「トグー・スィネータ村醜聞」一六四頁。

7 トグー・アルタース家は、現在、トグー・スィネータ村における三番目に大きな家系である。しかし、この家系から村長は、あらゆるのじる、三番に入る村長老(shaykh al-balad)である選出されている。

8 リのうちの一家族、ムハンマド・マンスールの孫は、現在トグー・スィネータ村の番卒であるところ。私は直接彼と会った

とはできなかつた。

9 摘稿「アブー・スイネータ村醜聞」二三二七一三三二頁。

#### 四 エジプト農村史研究における村落史と一国史

ミクロ的村落史とマクロ的一国史をともに視野におさめたエジプト農村史研究を実現するためには、「はじめに」において指摘したように、まず、両者をつなぐ作業仮設として複数の指標に基づくエジプト村落の類型化を計り、次いで、この類型に準拠した多くの実証的事例研究の積み重ねが必要である。しかし、このような壮大な研究事業が一朝一夕にできるはずはなく、我々は、当分の間、理論仮設の構築と実証的歴史研究との双方において、試行錯誤を続けていかねばならないだろう。かくして、本節は、かかる試行錯誤の一つとして、第一、二節で紹介した『文書』、『聞き取り』資料をもとに、村落史と一国史をともに視野におさめたエジプト農村史研究に対する私なりの展望を粗描したものである。

ところで、私がこれまでアブー・スイネータ村とカフル・シユプラフウール村を研究対象としてきたのは、両村落を舞台とした「醜聞」、「村方騒動」「文書」がたまたま偶然に私の目にとまつたからに過ぎない。しかし、なんといふ幸運な偶然であろうか。というのも、この二つの村落は、いかに緻密な予備調査を行つたところで、これほど好対照なサンプルを抽出できたであろうかと思われる程、両極端に位置する村落だからである。つまり、アブー・スイネータ村が、その立地場所はともかく、少なくともその名前に関する限り、起源を中世以前にまで遡らせることができ

る、典型的なカルヤ型村落であるのに対し、カフル・シユーブラフウール村は、「村方騒動」文書によつて明らかのように、一九世紀の前半において、商品作物栽培のための農場として建設された、典型的イズバ型村落なのである。

そもそもこの二つの村落は、その規模を別にしても、立地場所、景観からして好対照である。アブー・スィネータ村の場合、旧い村落ほどそうであるように、幹線運河の近くに位置し、周囲を樹木によつてかこまれ、そのなかに入るや家屋群によつて視界をさえぎられる、エジプト村落に典型的な塊村形態の村落である。その中心には、村落のいわば象徴である聖者廟とモスク、そして郵便局、小学校などの公共施設が存在する。

一方、カフル・シユーブラフウール村の場合、一九世紀以降の灌漑体系の自然灌漑から通年灌漑への移行にともなつて開けた新開地に建設されたイズバ型村落の典型として、周囲一面見渡す限りの畠のなかに、二つの小運河にはさまたれた形でボツンと立つてゐる。村落の入口には、現在は閉鎖されている旧領主の屋敷があり、小家屋からなる村落は、そこから少し離れて立地している。近年、立派なモスクと小学校が建設されたが、それらは村はずれに位置している。

そして、この両者の違いは、住民構成をみる時、一層はつきりとしてくる。アブー・スィネータ村の場合、村民の中核は幾つかの有力家系<sup>アーリ</sup>から構成され、彼らはある程度棲み分けられて居住している。村民によれば、アブー・スィネータ村の有力家系は、バッリーン家、マンフル家、アブー・アッルース家、サリーム家、そしてマンスール家、以上五つである。このうち、前者三つの家系は、過去においても現在においても有力な家系であり、後者二つの家系は、過去において有力だった家系であるという。そして、この五つの有力家系のうち、現在、村長老(shaykh al-balad)を出しているのは、バッリーン家、マンフル家、そしてサリーム家であり、マンフル家は同時に、村長

職を担っている。また、こうした村役人とは別に、番卒長 (shaykh al-ghufara) に率いられた六人の番卒が、アブー・スイネータ村の治安を守っている。なお、ここで特筆すべきは、前記五つの有力家系すべてについて、一四〇年前の「醜聞」文書においてその名を確認である」と、そして、この「醜聞」における敗者であるマンスール家と、それと姻戚関係にあるアブー・アッルース家が、村長職、村長老職から遠ざけられている、ということである。

一方、カフル・シュブラフウール村の場合、村民の中核は、九〇年前の「村方騒動」後、新設されたこの村落にいわば農場の農業労働者として掘き集められた農民の子孫たちから構成されている。旧カフル・シュブラフウール村住民の一部もこの新村に移住してきた。しかし、彼らは、現在カフル・ミート・グラーブ村に住む「村方騒動」の指導者たちの子孫にいわせれば、「領主イーサー・パシャの保護を求めざるをえなかつた人々」であった。従って、この村落には、文字通りの有力家系は存在しないといえる。確かに、この村落も幾つかの家族——現村長によれば、大きい家族は八つあるという——によって構成され、その最大家族のサラーマ家の頭領が村長職につき、彼のもとで一人の番卒が村の治安を守っている。この点では、この村落も他の一般的エジプト村落と同様の体裁をとっている。しかし、その内実は似て非なるものであり、このことは以下の二点においてはっきりとあらわれている。第一は、まだ若い現村長はカフル・シュブラフウール村の住民から選出された初めての村長であり、一九七六年に彼が選出されるまでは、旧領主イーサー・パシャの農場支配人 (na'izir al-isba) の子孫が村長をつとめていた、ということである。そして、第二は、この村落には、通常有力家系のなかから選出され、村長を補佐する村長老 (shaykh al-balad) がいない、ということである。

バツリーン家の現頭領、村長老アブドゥルハキームによれば、アブー・スイネータ村の誇りは、封建的大土地所有

(iqta') が存在しないことである。これまで一人の封建領主 (iqta') もおらず、それ故、ペシャの農場はなく、すべての耕地は個人所有 (milkhiya fardiyā) である。がくして、例外的な事例——例えばマンホール家の元弁護士の場合——を除けば、相続による土地の細分化によって、村民のなかで五フュッダーン以上の土地を所有する者はいないが、彼らは家族で協力し合って土地を耕作している。<sup>(1)</sup> 現在、アブー・スィネータ村は外部——とりわけ郡庁所在地バーグール——からの移住者でますます疲れあがっているが、同時に、多くの村民が外部に生活の拠点を移すようになつていて<sup>(2)</sup>いる。カイロには、こうした外部で生活する村民のために、アブー・スィネータ村慈善相互扶助団体 (al-jam'iya al-shar'iya al-khayriya li-ahl abu sinīta) が組織されている。<sup>(3)</sup>

一方、カフル・シユプラフウール村といえば、「村方騒動」以降、一九六一年にこの村落が農業改革 (al-işlah al-zirā'i) の対象となるまで、その間、所有者が領主イーサー・ベンヤからワクフ省へと変化したもの、一貫して旧領主の農場管理人が村長を代行する典型的農場型村落であった。従つて、そこで働く村民は、おそらく農業労働者の农民であったに違いない。一九六一年、この村落が農業改革の対象となつた時、その所属耕地は村民に分配され、彼らは小土地保有者——その真偽はともかく、現村長でもその保有地は五フュッダーンであるという——となつた。しかし、この村落は、農業改革後においても、ワクフ省に管理される慈善ワクフ (al-waqf al-khayri) としてとどまつているため、村民は現在においても、土地に対する耕作権こそ認められているものの、それを勝手に処分する権利をもたない。現在、カフル・シユプラフウール村では、人口の停滞、さらには減少がみられるが、その理由は、土地処分にまつわる上記制約のために、外部から移住者を受け入れることができないのみならず、村落内で仕事をみつけることができない、働き盛りの青・壯年を中心とした多くの村民が、職を求めて外部、とりわけカイロ、やむには海外へ

と出稼ぎに出でているからである<sup>(4)</sup>。そして、当然予想されるように、アブー・スイネータ村住民の場合と異なり、彼らのために、慈善相互扶助団体が村落外に組織されるようなことはない。

前節で指摘したように、アブー・スイネータ村住民の村民意識は決して一枚岩的なものではない。しかし、現実には、また潜在的にはどのようなものであれ、この村落は、村民意識をまとめあげるための象徴・伝説体系をもつている。そして、その核にあるのが、村落の中央にその廟がある、聖者シーディー・マシュアルにまつわる伝承であることは間違いない。実際、この象徴・伝説体系の影響力は、理念的、精神的なレベルにとどまらず、現実の村落行政のレベルにまで及んでいる。つまり、前節において、バッリーン家がこの村落において有力家系である背景の一つとして、この家系が聖者シーディー・マシュアルの保護者を認じてきたこと、具体的には、この家系の現頭領であり、<sup>シャイフ</sup>長老でもあるアブドゥルハキームの祖父がシーディー・マシュアルのために聖者廟を建設したことを挙げたが、さらには、彼の父は、<sup>シャイフ</sup>村長老のほかシーディー・マシュアル・モスクの指導者であり、常に側にいる親友(*muâlim*)としてマフムード・ハッターブ師をもつたが、この親友こそ、現在カイロにある慈善相互扶助団体の創立者であるといふ。また、ついでながら付け加えると、村落の貴重な財産であるマムルーク朝期由来の一いつのコーラン写本の一つを保存しているアターッラー家の人物が、この慈善相互扶助団体の現在の頭領(*mâlis*)であり、この頭領のいとこ——彼はカイロに居住し、国営陶器会社に勤めているが、村に土地と大きな屋敷を所有しており、毎夏、避暑のため帰省している——がアブドゥルハキーム・バッリーンの娘と結婚している。

以上は、最後の姻戚関係を除き、すべてバッリーン家人間からの情報であり、また私はこれら情報の事実関係を他の人間によつて逐一確認したわけではないため、その内容を文字通り受け取ることは危険であるかもしれない。し

## シーディー・マシュアル・モスクのイマーム職の変遷（アブー・スィネータ村）

- ① アブドゥルワッハーブ・サーリフ
- ② ムハンマド・アブドゥラーハーン・ラーシーン
- ③ アフィーフィー・アッサイド・バッリーン
- ④ ジャード・ハサン・アッサギール
- ⑤ アブドゥルラフマーン・サリーム・イマーラ
- ⑥ アブドゥルマウラー・ジャディード・アッドゥスキー
- ⑦ アフィーフィー・アブドゥルジャイド・リズク（代行）

注(1) ①は同時にシャイフ長であった。202頁の「アブー・スィネータ村  
ウムダ職の変遷」を参照のこと。

(2) アブドゥルハキーム・バッリーンによると、②と③は姻戚関係にあ  
った。

(3) ③はバッリーン家の現頭領アブドゥルハキームの父で、同時にシャ  
イフを務めた。199頁の「バッリーン家系」を参照のこと。

かし、こうした留保条件をつけたとしても、これら情報が、現実  
の村落行政レベルにまで及んでいるシーディー・マシュアル伝承  
の強い影響力を示していることにはかわりない。かくして、アブ  
ー・スィネータ村住民は、かかる象徴・伝説体系を背景とした村  
民意識から、外部世界との関係のなかで自分たちを意識し、アビ  
ールする傾向が強い。とりわけ、彼らが意識する外部世界とは、  
それに反発するにせよ、迎合するにせよ、國家権力であることが  
多く、それ故、彼らは好んで政治を話題にする。以下は、ある村  
民の家での昼食後、アブー・スィネータ村の即興詩人と称する元  
官吏——彼もまたバッリーン家の人物であった——が私のために  
歌ってくれた三篇の詩（の一部）であり、外部世界に対するこの  
村落住民の村民意識のあり様をよく示していて誠に興味深い。  
（一）アブー・スィネータ。それは私が敬意を表すべきところ。  
(ヌースーフィーヤ)県において最初に認められた村。  
現在も過去もともに栄える旧い村。

その西にバイ（アルアラブ村）が、その南にバフナーライ（村が位  
置する）。

路地に街区に、水道と電気（が行きわたる）。

繁栄がこの地を覆うが、それはナイルがこの地を潤しているが故。

この私の言葉を疑う者はみるがよい、我々のために建設された飛行場を。

またみるがよい、アブー・スィネータが旅行者の牧場であることを。

すべての訪問者はここに安らぎと静寂とをみつける。

ここではすべての国が参加する展覧会が催される。

(二)

ここから我々はアフガニスタンに支援を送る。

イスラム教徒もまた全世界から彼らに支援を送っている。

ロシアが打ち倒される時は必ず来る。

ロシア人たちはそこのモスクを破壊し、コーランをひき千切った。

（なのに、なぜ）他のアラブ諸国はヒステリックにエジプトに反対し、カダフィーを喜ばしているのか。

我々のもとにシナイ半島は戻ってくるが、アラブ諸国はゴラン高原もまた戻るようせねばならぬ。

（なのに）アラブは平和に反対している。彼らは何とも哀れな輩。

たとえアラブが反対するとも、我々は我々の道を行く。

彼らは神の言葉をレーニンの言葉に変えてしまった。

彼らはなぜ我々を非難し、ペレスチナを売り渡した者たちに目を向けようとしないのか。

君たちアラブはいつまで眠り続けるのか。

君たちすべてが知るように、ここ（エジプト）にはアズハルがある。

我々はタタール人を打ちのめし、サラディンを支援した民族である。

我々はいかなる戦場においても勇敢に戦ってきた。

思い起こせ、我々が勝利を収めたのは誰の時代であったかを。

それは、我々の指導者、民衆に愛されし人、アンワール（サダト）の時代であった。聖なるラマダーン月にイスラム教徒が断食をしている時、その勝利はやつて來た。

(三) 「アブー・スィネータ村を誹謗した詩人に対する反論として」

君の言葉は私を打ちのめす。善良な人々の故郷を恥じ様にけなすなど恥すべきこと。

ここには異邦人もキリスト教徒も一人としていない。

ここには飲み水のための水道があり、すべての建物には（電気の）光が引かれている。

こここの指導者は御上に対しても何ひとつ問題を抱えていない。

君はみるだろう、ここに旅行者のための博物館と花で飾られた庭園があることを。

ここは兵士が守るべきところ。君はまだみるだろう、ここにはすべての国の大使館があることを。

以上、詩の内容については改めてコメントを加える必要はないであろうが、ただ一つ、この詩にも一部表現されているアブー・スィネータ村住民のイスラム観について、少し解説を加えようと思う。というのも、ここ一〇年、エジプトにおいてもイスラム勢力の台頭が目覚ましいが、この宗教現象でもあり政治現象でもあるイスラム勢力の台頭に対する村民の反応をみると、アブー・スィネータ村の性格がより一層はつきりするように思われるからである。

ある。

村の長老たちが異口同音に自慢することは、アブー・スイネータ村に一人たりとも非イスラム教徒がないということである。そのため、この村には宗教にまつわる問題はほとんど起きないという。あくまで、政治は政治、宗教は宗教であって、政治は村長と村長老の責任で担われ、宗教はモスクの指導者を中心として運営され、政治に宗教を持ち込んではならないとされている。従って、サダト前大統領が、イスラム過激派対策の一環として、モスクの指導者の人選を国家統制下に置こうとした時、この村落に一波乱が起きた。つまり、政府は、ワクフ省から、アブー・スイネータ村宗教指導者としてアズハル出身の若い大学院生を派遣すると通達してきたが、これに対して、村民は、伝統ある指導者職にそのような若造はいらないと、彼の受け入れを拒否したのである。そこで、現在では、一時的にバーグールの宗教指導者がこの村落の宗教指導者を兼任している(二二九頁の「イマーム職の変遷」を参照のこと)。

ところで、こうしてみると、この村落の住民は、こと宗教に関しては、國家権力に対してであろうと氣骨ある態度をとる人々であるようみえる。しかし、事態は逆で、宗教にまつわる彼らの国家権力との関係は複雑である。すなわち、村の長老たちが繰り返し強調するのは、この村落の住民全員がイスラム教徒であるということ並んで、彼らの信じているイスラムが「預言者の宗教」(al-sunna al-muhammadiya)であることである。「この村にはイスラム過激派集団(al-jam'at al-islamiya)のような政治的セクトは存在しておりません。前村長の時代、ムスリム同胞団(al-ikhwān al-muslimūn)がこの村に地方支部をつくりたいという話をもち込んで来たが、我々はそれを拒否し、彼らを追い出しました」というのである。そこには、問題が宗教であるが故の、アブー・スイネータ村住民と国家権力との間の両義的関係がよく反映されている。

さて、カフル・シュブラフウール村は、以上簡単に叙述したアブー・スィネータ村像となんと異なっていることか。この村落は、例えば聖者廟、聖者伝承などの如き、村民意識をまとめあげるような象徴・伝説体系を一切もつていないようみえる。そもそも、この村落の歴史は、前節で指摘したように、村民にとっていわば「恥」の歴史である。かくして、村民意識の薄い彼らは、外部世界との関係において自らを意識すること少なく、それ故、彼らが政治を話題にすることはほとんどない。と同時に、宗教が話題になることも少なかつたようと思う。エジプトのどこを訪問しても必ず我々をおそう、あのワン・パターの質問、「お前の宗教は何だ。仏教には神はあるのか、預言者は誰なのか」という質問もほとんど發せられなかつた。モスクは、村落の中央ではなく、最も端に位置している。宗教指導者はワクフ省から派遣されている。この点に何の問題もない。というのも、そもそも、このカフル・シュブラフウール村は、慈善ワクフとして設定されているワクフ省管轄村なのである。

以上、アブー・スィネータ村とカフル・シュブラフウール村とがいかにその性格を異にする村落であるかを長々と論じてきた。ともかく、こうした相違点を挙げるとしたら切りがないほどである。そこで最後に、「醜聞」、「村方騒動」の両村民への伝わり方と、この二つの事件に対する両村民の意識のし方にみられる相違点を指摘して、この問題に一応のけりをつけよう。

アブー・スィネータ村住民にとって、「醜聞」はいまだ生きて、身近な伝承である。そして、それは以下の二つの意味においてそうである。第一は、この「醜聞」が現在の村落行政にいまだ影響力をもち続けている、という意味においてである。つまり、「醜聞」を原因として一四〇年前に再編された村落勢力均衡が、その後多少の変更を受けながらも、基本的には現在にまで続いている、ということである。また第二は、この「醜聞」が暴露した村落の体質、

つまり村落有力家系間の確執が、いまだもつて克服されていない、という意味においてである。そのため、その細部において大幅な省略、改変を受けているにも拘らず、「醜聞」はその大要において正確に伝えられている、との感じを受ける。さらに、『文書』資料と『聞き取り』資料との間に齟齬がある場合、そのどちらが正しいのかという事実関係の問題を越えて、そこには語り手にとって本質的な問題が隠されている、との印象を受ける。そして、この本質的な問題とは、前節において明らかにしたように、語り手における「名誉」と「恥」に係わる問題である。

一方、カフル・シユブラフウール村住民にとって、「村方騒動」はすでに死んだ伝承である。確かに、カフル・シユブラフウール村はこの「村方騒動」を直接の原因として生まれた村落であり、それ故、「村方騒動」は現在の村落のすべてを規定しているといつても過言ではない。しかし、この出発は、過去から完全に断絶された、文字通り一からの出発であった。実際、村民にとって、村の起源はイーサー・パシャ・ハムディーと結びつけられており、「村方騒動」以前の歴史は全く存在しない。現村長は、「村方騒動」によつて破壊された旧カフル・シユブラフウール村についての私の質問に対し、この村落がいつ、どのようにしてできたのか、という村落の起源、また、この村落の建設時に旧村長イブラヒーム・ズィアーダ、旧村長老アフマド・アグーズの家族の者が存在していたのかなど村落住民の構成について、何も知らないと答えた。そして、誠に興味深いことに、かかる村の歴史に対する無知・無関心は、現カフル・シユブラフウール村住民だけでなく、現在カフル・ミート・グラーブ村に住む「村方騒動」の首謀者、ズィアーダ家、アグーズ家の子孫たちにもまた観察できる。というのも、彼らは、イーサー・パシャのカフル・シユブラフウール村取得のいきさつについてでさえ誤って理解しているからである。さらに、「村方騒動」 자체についても、彼らの話は、その描写に生き生きしたところがあるものの、こと事実関係に関しては、その語り口は曖昧で矛盾し、そ

の内容は一見して事実と反することがほとんどである。

この点、「醜聞」を伝えるアブー・スイネータ村住民とは好対照である。「村方騒動」は「醜聞」よりも客観的な時間において五〇年も新しい。また、現在の彼らを決定づけたという点で、「村方騒動」は客観的にみて「醜聞」より大きな事件である。ところが、現実には、二つの村民がそれぞれの事件に対して主観的・心理的に抱く遠近は、完全に逆転してしまっている。もともと、その理由は明らかである。つまり、その理由とは、この二つの事件が本質的にその性格を異にしている、ということである。「醜聞」の場合、それは、一定の自己維持システムと独自の村落慣行をもつカルヤ型村落社会内で生じた村落有力家系間の権力争いであり、潜在的であれ顕在的であれ、またその体裁は時代的制約を受けてさまざまではあるが、繰り返し再生産される類の事件である。おそらく、一四〇年前、ムハンマド・マンスールは、<sup>ワカム</sup>村長職創設と相前後して、県庁役人ムハンマド・エフェンディ・ハリールとの姻戚関係が象徴するように、ドラスティックな形で従来のアブー・スイネータ村体制にゆきぶりをかけたものと思われる。そして、このことが、バッリーン家を中心とする従来の村落勢力側からの反撃である「醜聞」を引き起こしたが、その結果といえば、ムハンマド・マンスール一派の敗北、従来の村落社会体制の再確認であった。「醜聞」がアブー・スイネータ村住民にとっていまだ生きている伝承である所以である。

これに対して、「村方騒動」の場合、それは、その性格からして、いわば「御領主様」に対する領民の反抗であった。そのため、村民はそれによってそれまでの生活手段を暴力的に奪われたとはいえない、もはや今日が「御領主様」の時代ではない以上、この事件は、現カフル・シユブラフウール村住民にとってはもちろんのこと、カフル・ミート・グラーブ村に住む「村方騒動」関係者の子孫たちにとっても、所詮は古い昔の一エ

ピソードにしか過ぎない。かくして、「村方騒動」関係者の子孫においてさえ、昔の「御領主様」イーサー・ペシヤを激しくののしりながらも、つい彼の「偉大さ」を称えるが如き言葉をはかしめさせることになるのである。また、彼らも「醜聞」についてアブー・スィネータ村住民のように、「村方騒動」について私に隠すべき「恥」をもつてゐる。しかし、この点に関して、アブー・スィネータ村住民の場合、自分たちの「名誉」を守るという積極的な意味をおびてゐるのに対し、カフル・シュブラフウール村住民の場合、あくまで「恥」を表さたにしないという消極的な意味しかもつていいように思われる。

それでは、かくも両極端に位置するアブー・スィネータ村とカフル・シュブラフウール村には相違点だけがあり、全く類似性を観察することはできないのであろうか。決してそうではない。この点について、何よりも指摘すべきは、この両村の歴史には以下のようない顯著な類似性、つまりそれらが、それぞれの特殊性を越えて、エジプト全般の歴史と深く結びついて展開している、という類似性をみてとることができることである。

カフル・シュブラフウール村の場合、その存在自体が、当時、資本主義化の道を歩みつつあつたエジプト近代史の産物以外のなものでもなかつた。綿花農場としての形成、綿花ブームを背景としたイスマイール直轄領(Daijira Sanja)時代における発展と領主側からの縮め付け強化、エジプト財政破綻を契機としたドメイン委員会管理、民間払い下げと「村方騒動」の発生、資本主義的農場としての村落再編成、そして農業改革と、その形成から現在に至るカフル・シュブラフウール村の歴史は、そのまま資本主義化の道を歩んだエジプト農村史の縮図となつてゐる。もし、その歴史にこの村落独自の色合いを加えたものがあつたとするならば、それは、第一に、「村方騒動」前後にドラステイックな村落史の断絶がみられたこと、そして第二に、一九一五年にこの村落が慈善ワクフとして設定されたこと

である。

このように、イズバ型村落の歴史がエジプト一国史と深く結びついて展開した」とは当然であるとしても、いひで特筆すべきは、典型的カルヤ型村落であるアブー・サイネータ村の場合もまた、一九世紀の早い時期からすでに、国政レベルの変化がそのままストレートに村落史に反映されているということである。私はすでに『文書』資料に基づく「醜聞」分析において、一九世紀中葉のエジプト村落社会が、心理的には閉鎖的空間を構成しているものの、社会機能的にみた場合、実に対外的に開かれた空間であったことを指摘した<sup>(5)</sup>。そして、この点は、「醜聞」「聞き取り」調査によつてもまた確認できたようと思われる。とりわけ、忘れてはならないのは、マルスィー・アルファイユーミー「醜聞」である。つまり、この「醜聞」は、ムハンマド・マンスール関係「醜聞」と同様、村長職を担う有力家系の交代をもたらしたが、後者が、ムハンマド・アリー体制の挫折と自由主義的経済体制への移行の過程で実施された、村長職の創設を中心とした地方行政再編成を背景としていたのと同様、この「醜聞」の背景には、近代エジプト最初の民族主義運動であり、その挫折によって英國のエジプト単独軍事占領を許したオラービー革命（一八八一—一八年）直後の地方行政再編成があつたと予想されるのである。かくて、我々は、近現代エジプト農村史における、想像以上の一国史と村落史との間の深い関連性に驚かされる。

1 私は、後に述べるカイロのアブー・スイネータ村慈善相互扶助団体（al-jam'iya al-shar'iya al-khayriya）の頭領のこと」であり、通常はカイロに居住するが、毎年夏には避暑のため帰省すると、國營園器会社に勤める人物の家でお茶を馳走になり、その彼が村に土地を所有しているというので、当該村落訪問中、唯一の土地經營についての質問をこの人物にしてみた

が、その答えは實に印象的であった。つまり、彼は、土地は収穫物を地主と耕作者とが折半する「協同耕作」(mushāraka)契約に基いて耕作され、「協同耕作者」(shārik)は家族の者たちである、と答えたのである。「協同耕作」については、以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第九一冊、昭和五十七年、八三一九、一〇五一〇頁、同「近代エジプト農村社会研究のためのノート」一一一五—三〇頁。

2 一九七六年センサスによるアブー・スィネータ村人口総数は三、一八〇名である。バッリーン家頭領アブドゥルハキームによれば、アブー・スィネータ村での選舉権をもつている者（現時点における離村者を含む）の総数は四、三三七名、うちバッリーン家(his̄at 'abd al-hakim)が一、一〇〇名、マンフール家(his̄at 'abd al-fattah)が四〇〇名であるという。

3 当団体の現頭領アブドゥルマアールによれば、現在、登録会員(musharikūn)は一、六五一名、しかし、未登録会員を含めると、会員総数は約一、七〇〇名であるという。その活動の中心は、会員の家族が死去した際の、埋葬代金の補助である。なお、当団体は四五年前に創立されたという。

4 一九七六年センサスによるカフル・シュラフワール村人口総数は三七九名である。

5 拙稿「アブー・スィネータ村醜聞」二二一一七頁。

## おわりに

以上、誠にまとまりの悪い論文となってしまった。その理由の大半は、明らかに、現在の私が、それをもとに方法論的叙述を展開できるほどには、いまだ「醜聞」、「村方騒動」に関する『文書』、『聞き取り』資料を十分に消化し切っていないことである。しかし、同時に、その理由の一端として、私の能力・性癖、つまり、たとえ方法論的叙述を

行うにしても、それを抽象度の高いレベルではなく、具体的な事例との対照によってでしかなし得ないという事実を挙げることができるだろう。これを要するに、本稿で私がなし得るのは、所詮、エジプト農村史研究のための理論モデルを提示するなどという大掛かりなことではなく、そこでこれまで取り上げられることのなかつた新たな問題領域と研究視角を模索することでありしかありえないということである。そこで、この趣旨にあわしく、以下、「はじめに」で問題点として指摘した三點について、簡単な感想を述べることで本稿を終えたいと思う。

第一の問題点は、エジプト農村史研究における聞き取り調査の「資料」としての有効性である。もともと、この点に関しては、本文において、具体的な事例を挙げて『聞き取り』資料が『文書』資料にとって「補助」手段どころか「補完」手段となりえることを繰り返し指摘したところから、改めて多言を要しまい。しかし、それにしても、少なくとも私にとって、こと歴史研究に関する限り、『文書』資料抜きの研究などありえないようだ。というのも、もし『聞き取り』資料によってのみ歴史を再構成しようとするならば、その困難さには想像を絶するものがあるからである。一体、「かくあったもの」、「かくあるもの」ではなく、「かくあってほしいもの」、「かくあるべきはずのもの」からなる彼らの情報の氾濫のなかで、我々はどのような史実を探り出そうとするのか。

第二の問題点は、村落史と一国史とともに視野におさめた実証的エジプト農村史研究の必要性である。この点について、私は、一九世紀の早い時期からの一国史と村落史との間の深い関連性を指摘した。しかし、翻つて考えてみると、かかる指摘はしごくあたり前のことと述べているに過ぎず、もしこの指摘に意味があるとするならば、せいぜい、プロトタイプとしての「伝統社会」と「近代社会」を前提し、近現代におけるエジプト農村社会の変容を前者から後者への移行として捉える近代化論的単線発展図式を否定することぐらいである。とはいって、この否定が、「近代

が開始される直前のエジプトには、それ自体に自生的資本主義への発展の契機が含まれていたが、西欧列強の干渉がその成長を阻げた」という類の逆立ちした近代化論を意味するものであつてはならないことはもちろんである。要するに、上記指摘は、近現代エジプト農村史研究の出発点に過ぎず、我々の前には、一国史と村落史との間の深い結びつきによって形成されたエジプト農村社会構造の特徴が、エジプト農村社会の資本主義化の過程で、それにいかなるエジプト的特殊性を刻印したかを検証するという、誠にやっかいな研究作業がひかえているのである。

そして、第三の問題点は、エジプト農村史研究における、作業仮設としてのきめ細かなエジプト村落の類型化の必要性である。この点について、私は、本文のなかで、アブー・スィネータ村とカフル・シユブラフ・ウール村という対照の二村落を取り上げ、さまざまな局面に関する比較を通して、エジプト村落がいかに多様性をもつかを指摘した。もつとも、そこで私が目指したのは、類型化作業のはるか手前、エジプト村落が、常識的イメージとは異なり、時間的にも空間的にも、また量的にも質的にも、いかに多様性と独自性とをもつ生活空間であるかという点について、具体的事例によって注意を喚起することであった。それ故、この第三の問題点についてもまた、第二の問題点についてと同様、今後の研究の出発点を確認したに過ぎず、類型化にとって必要最少限の指標の抽出など実際の作業は今後の課題として残されている。

(一九八七年一〇月三日脱稿)